

第6期阿蘇市障がい福祉計画 第2期阿蘇市障がい児福祉計画

計画期間：令和3～5年度

〈 案 〉

障がいがあってもなくても、
互いに人格と個性を尊重し、
ともに歩む社会の実現

令和3年3月



阿 蘇 市

阿蘇市における「障害」のひらがな表記の取り扱いについて

「障害」の「害」という漢字の表記については、「公害」等マイナスイメージがあります。また、障がいのある人やそのご家族、関係団体の方々からは、表記を改めてほしいとのご意見が今まで寄せられてきました。

「害」の字をひらがなで表記することについては、「害」だけではなく、「障害」すべてをひらがな表記にすべき等様々な意見がありますが、本市では、障がいのある人やそのご家族の皆さんの思いを大切に、これまでの「阿蘇市障がい者福祉計画」や「阿蘇市障がい福祉計画」では「害」の字のひらがな表記を使用してきたところです。

表記の取り扱い

- (1) 「障害者」を「障がいのある人」と表記します。
- (2) 何らかの名称等で「障がいのある人」と表現することが適当でない場合は、「障がい者」と「害」を「がい」とひらがなで表記します。
(例：障がい者福祉、障がい者施策、障がい者スポーツ等)
- (3) 「障害」を「障がい」と表記します。(例：障がい程度、障がい種別、重度障がい、重複障がい等)

適用されないもの

法律等の名称及び法律等で使用されている用語、法定の制度の名称、団体名等の固有の名称、人、医学用語等

ごあいさつ

阿蘇市では、平成 30 年 3 月に、障害者総合支援法による障害福祉サービス等の提供体制の確保に関する数値目標を定めた「第 5 期阿蘇市障がい福祉計画及び第 1 期阿蘇市障がい児福祉計画」を策定し、障害福祉施策を推進してまいりました。この度、本計画が令和 3 年 3 月で期間満了となることから、「第 6 期阿蘇市障がい福祉計画及び第 2 期阿蘇市障がい児福祉計画」を策定することとなりました。この計画は「障がいがあってもなくても、互いに人格と個性を尊重し、ともに歩む社会の実現」を基本理念に掲げ、第 5 期計画の進捗状況等を踏まえ、令和 5 年度における数値目標を設定するとともに、令和 3 年度から令和 5 年度までの障害福祉サービスの必要見込み量を算出し、福祉サービス基盤整備の着実な推進に向けての方策をまとめたものです。

今後、市民の皆様や関係機関、関係団体等と連携・協働し、障がいのある人たちが自立や参加できる社会に向け、ともに歩む社会の実現を目指してまいりたいと思っておりますので、一層のご理解とご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

結びになりますが、本計画の策定にあたり、多大なご尽力をいただきました計画策定委員会の皆様方、また、アンケート調査にご協力いただきました多くの市民の皆様方に心から感謝申し上げます。計画策定にあたっての挨拶といたします。

令和 3 年 3 月

阿蘇市長 佐藤 義興

目次

第1章 計画の概要	1
1. 計画策定の趣旨	1
2. 計画の基本理念	1
3. サービス等の提供体制の確保に関する基本的考え方	3
4. 計画の位置づけ	4
5. 計画の対象者	5
6. 計画の期間	5
7. 障がい者計画との関係	6
8. 計画策定体制	6
9. サービス見込量等確保のための方策	7
10. 住民参加の方法	10
第2章 障がい者等の現状	11
1. 阿蘇市における障がい者の現状について	11
2. アンケート調査結果について	15
第3章 令和5年度の成果目標及び活動指標	20
1. 福祉施設の入所者の地域生活への移行	20
2. 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	21
3. 地域生活支援拠点等が有する機能の充実	22
4. 福祉施設から一般就労への移行等	23
5. 障がい児支援の提供体制の整備等	24
6. 相談支援体制の充実・強化等	25
7. 障害福祉サービス等の質の向上を図るための取組に係る体制の構築	25
8. 発達障がい者等に対する支援	26
第4章 障害福祉サービスの必要量見込み	27
1. 訪問系サービスの見込量	27
2. 日中活動系サービスの見込量	30
3. 居住系サービスの見込量	40
4. 相談支援の見込量	43
5. 障害児通所支援の見込量	46
6. 障害児相談支援の見込量	51
7. 医療的ケア児等コーディネーターの配置人数	52
第5章 地域生活支援事業の必要量見込み	53
1. 相談支援事業	53
2. 成年後見制度利用支援事業	53
3. 意思・疎通支援事業	54
4. 日常生活用具給付事業	54
5. 移動支援事業	54
6. 地域活動支援センター事業	55

7. 訪問入浴サービス事業.....	55
8. 日中一時支援事業.....	55
9. 自動車運転免許取得・自動車改造費助成事業.....	56

第1章 計画の概要

1. 計画策定の趣旨

第6期阿蘇市障がい福祉計画及び第2期阿蘇市障がい児福祉計画（以下、「本計画」という。）は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下、「障害者総合支援法」という。）に基づき、障がいのある人の地域生活を支援するために必要な「障害福祉サービス」や「相談支援」、「地域生活支援事業」並びに「障害児通所支援等」の各種サービスを計画的に確保することを目的とした計画です。

策定にあたっては、国の定める「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（令和2年厚生労働省告示第213号、以下「国の基本指針」という。）に即し、本市における障がいのある人の現況やニーズ等を踏まえたうえで、数値目標の設定やサービス需要の見込み量の算出を行います。

計画期間は、令和3年度から令和5年度までと設定し、これまでの第5期阿蘇市障がい福祉計画及び第1期阿蘇市障がい児福祉計画の基本的な考え方を踏襲し策定するものです。

2. 計画の基本理念

本計画は、障害者基本法及び熊本県障害のある人もない人も共に生きる熊本づくり条例の理念を踏まえて「阿蘇市障がい者計画」に掲げる「障がいがあってもなくても、互いに人格と個性を尊重し、ともに歩む社会の実現」という基本理念を共有します。

**障がいがあってもなくても、
互いに人格と個性を尊重し、
ともに歩む社会の実現**

また、以下の2つの基本原則（障害者基本法第3条及び第4条）に基づき、障がいの有無にかかわらず、市民の誰もが相互に人格と個性を尊重し、共生社会の実現に向け、障がいのある人たちの自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に実施します。

①みんなといっしょに自分らしく暮らせるまち

▼施策や取組みの具体的な目標

- 障がいのある人が、社会のすべての場面に参加できるようにします。
- 障がいのある人が、どこで誰と暮らすのか自分で選ぶことができ、地域でみんなと一緒に暮らすことができるようにします。
- 障がいのある人が、言語やその他のコミュニケーション手段（点字、手話、要約筆記、筆談）を選べるようにします。

②差別のない安心して暮らせるまち

▼施策や取組みの具体的な目標

- 障がいがあるからという理由で障がいのある人を差別しない社会をつくれます。
- 社会的障壁（社会のかべ）のために困っている障がいのある人がいる場合、障がいのない人と同じように社会生活を送れるような環境づくりに取り組みます。（合理的配慮）

3. サービス等の提供体制の確保に関する基本的考え方

(1) 障害福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的考え方

- ①全国で必要とされる訪問系サービスの保障
- ②希望する障がい者等への日中活動系サービスの保障
- ③グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点等の整備と機能の充実
- ④福祉施設から一般就労への移行等の推進
- ⑤強度行動障がいや高次脳機能障がいを有する障がい者に対する支援体制の充実
- ⑥依存症対策の推進

(2) 相談支援の提供体制の確保に関する基本的考え方

- ①相談支援体制の構築
- ②地域生活への移行や地域定着のための支援体制の確保
- ③発達障がい者等に対する支援
- ④協議会の設置等

(3) 障がい児支援の提供体制の確保に関する基本的考え方

- ①地域支援体制の構築
- ②保育、保健医療、教育、就労支援等の関係機関と連携した支援
- ③地域社会への参加・包容の推進
- ④特別な支援が必要な障がい児に対する支援体制の整備
- ⑤障害児相談支援の提供体制の確保

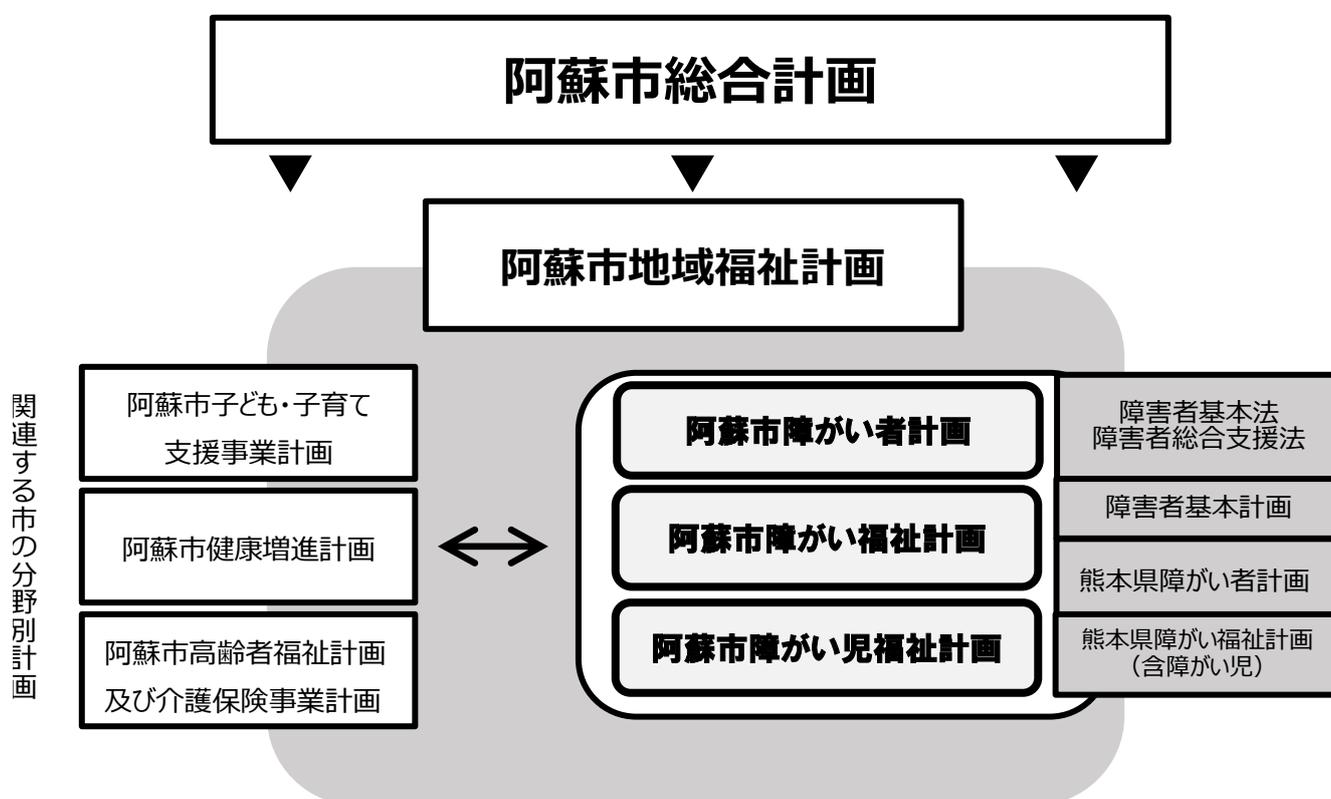
4. 計画の位置づけ

(1) 本計画の位置づけ

本計画は、障害者総合支援法第 88 条第 1 項に基づく「市町村障害福祉計画」及び児童福祉法第 33 条の 20 第 1 項に基づく「市町村障害児福祉計画」を一体の計画として策定するものです。

(2) 他の計画との関係

本計画は、国の基本指針及び熊本県障がい福祉計画との整合性を図るとともに、「阿蘇市総合計画」及び「阿蘇市障がい者計画」をはじめ、「阿蘇市地域福祉計画」等の本市における分野別計画との整合性を考慮のうえ策定します。



5. 計画の対象者

本計画の対象となる「障がい者」とは、障害者総合支援法第4条に規定された以下の方々です。

- 身体障害者福祉法第4条に規定する身体障がい者
- 知的障害者福祉法にいう知的障がい者のうち18歳以上である者
- 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に規定する精神障がい者（発達障害者支援法（平成16年法律第167号）第2条第2項に規定する発達障がい者を含み、知的障害者福祉法にいう知的障がい者を除く。以下「精神障がい者」という。）のうち18歳以上である者
- 治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障がいの程度が厚生労働大臣が定める程度である者であって18歳以上である者
- 「障がい児」とは、児童福祉法第4条第2項に規定する障害児をいいます。

6. 計画の期間

本計画の計画期間は、令和3年度から令和5年度の3年間です。

平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
第2期障がい者計画 (平成24～平成29年)			第3期障がい者計画 (平成30～令和5年)					
障がい福祉計画								
第4期			第5期					
今回見直し⇒						第6期		
障がい児福祉計画								
						第1期		
今回見直し⇒						第2期		

7. 障がい者計画との関係

この計画は、阿蘇市障がい者計画との整合性を図った計画です。障がい者計画は、障害者基本法第11条に基づく障がい者施策の基本的指針について定める計画であり、本市では6年間で1期として策定します。この障がい者計画と本計画（障がい福祉計画、障がい児福祉計画）の性格と内容は、以下の表のとおりです。

	障がい者基本計画 (市町村障がい者計画)	障がい福祉計画 (市町村障がい福祉計画)	障がい児福祉計画 (市町村障がい児福祉計画)
内容	障害者施策の基本的方向について定める計画	障害福祉サービス等の見込みとその確保策を定める計画 (計画期間は3年)	障がい児サービス等の円滑な実施を確保するための基本的な指針を定める計画 (計画期間は3年)
根拠法	障害者基本法 (第11条第3項)	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (第88条第1項)	児童福祉法 (第33条の20第1項)
国	障害者基本計画 (第4次) 計画期間: H30年度～R4年度	障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針 (令和2年厚生労働省告示第213号)	
県	熊本県障がい者計画「くまもと障がい者プラン」 第5期計画期間: H27年度～R2年度	熊本県障がい福祉計画 第5期計画期間: H30年度～R2年度	熊本県障がい児福祉計画 第1期計画期間: H30年度～R2年度
市	阿蘇市障がい者計画 計画期間: H30年度～R5年度	阿蘇市障がい福祉計画 第5期計画期間: H30年度～R2年度	阿蘇市障がい児福祉計画 第1期計画期間: H30年度～R2年度

8. 計画策定体制

本市における計画策定体制は、事務局（福祉課）が各施策分野の資料等の収集、現状・課題の整理・分析を行い、それに基づいて策定委員会に提出する計画案等を作成します。策定委員会は、保健・医療・福祉関係者、各種団体の長、市民代表等により構成し、事務局が作成した計画案等について審議、修正を加え、最終的な計画内容を決定します。

9. サービス見込量等確保のための方策

(1) サービス内容・利用方法等の周知徹底

国では、地域における共生社会の実現に向け、さまざまな障がい福祉制度の改革を進めています。このような中で利用者が適切なサービスを利用できる環境を整えていくには、制度や障害福祉サービス等への理解を深めていくことが必要です。

本市では「障害者総合支援法」に基づく福祉サービスや本市の地域生活支援事業及び「児童福祉法」に基づく障害児通所支援事業を、障がいのある人が適切に利用できるよう、サービスの実施内容、利用手続き等について、市の広報紙やホームページ等を活用し、分かりやすく周知を図ります。

また、サービス提供体制についても、的確な情報提供に努めます。さらに、市役所の相談窓口で分かりやすい説明に努めるほか、サービス事業者や関係機関等との連携を強化して情報提供体制の拡充を図ります。

(2) 相談支援体制の充実・強化

計画相談支援については、平成 27 年度からサービスの支給決定に対し義務化されています。今後も利用者が見込まれることから、研修の実施主体である県とも連携を図りながら、サービス等利用計画の作成を行う事業者の拡充を図り、提供体制を整備していきます。

また、一般相談支援については、サービスについて一層の周知を図るとともに、入院や入所施設からの地域移行を推進する観点から、計画相談支援とともに提供体制を整備していきます。

(3) 施設入所者等の地域生活移行の支援の充実

福祉施設に入所している人、または医療機関に入院している人が、その本人の意思に基づいて地域生活に移行できるよう、受け皿となるグループホーム等の居住の場の確保について、事業者との連携のもと、基盤整備を進めていきます。

精神障がいのある人が、入院生活から地域生活に円滑に移行できるよう、医療機関等との連携のもと、地域生活を支えるサービスの提供基盤の整備にも努めます。

また、障がいのある人が、サービスを利用しながら安心感の高い地域生活をおくることができるよう、地域住民の障がいのある人に対する正しい理解を促すとともに、お互いが支え合い助け合う地域福祉活動への参加を働きかけていきます。

(4) 障がい者の就労支援

障がいのある人の就労を支援するため、就労移行支援事業や就労継続支援事業等のサービス提供の基盤整備を、関係する事業者との連携により進めていきます。

また、「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達に関する法律」に基づき、障がい者就労施設等からの受注機会を拡大するとともに、企業等に対して、障がい者就労施設等が提供できる物品等の情報を提供することにより、企業等における障がい者就労施設等の物品等の需要の増進を図ります。

(5) 計画推進体制の充実

障がい福祉施策は保健、医療、福祉、教育、就労、生活環境等、生活に関わるあらゆる分野、領域にわたっています。このため庁内関係課の情報共有や意見交換に努め、庁内各分野間の連携強化を図り、障がい福祉施策の課題解決に向けて総合的・効果的な取組を推進します。

また、障害者総合支援法においては、計画に定める事項について、定期的に調査、分析及び評価を行い、必要があると認めるときは計画を変更することその他の必要な措置を講じることとされています。本計画の進行管理にあたっては、進捗状況を確認しながら、工夫・改善を積み重ね、着実に取り組みを進めていくことが必要となります。そのため、*PDCAサイクルに沿って、定期的に関催する阿蘇市障がい者計画等策定委員会の意見を聞きながら、本計画の進捗状況の把握や見直しを行うとともに、社会情勢やニーズの変化、各種制度・法令の改正等に対応したサービス提供体制の整備と見直しを行います。

併せて、国、県、近隣自治体、障がいのある人やその家族、関係団体、地域住民、相談支援及びサービス事業所、企業・事業者等との連携を図り、地域社会が一体となった包括的な生活支援体制の確立を図ります。

※PDCAサイクル：様々な分野・領域における品質改善や業務改善などに広く活用されているマネジメント手法で、「計画（Plan）」「実行（Do）」「評価（Check）」「改善（Act）」のプロセスを順に実施していくもの。

基本指針

■障がい福祉計画・障がい児福祉計画策定に当たっての基本的考え方及び達成すべき目標、サービス提供体制に関する見込量の見込み方の提示

計画（Plan）

■「基本指針」に即して成果目標及び活動指標を設定するとともに、障害福祉サービスの見込量の設定やその他確保方策等を定める。

改善（Act）

■中間評価等の結果を踏まえ、必要があると認めるときは、障がい福祉計画の見直し等を実施。

実行（Do）

■計画の内容を踏まえ、事業を実施する。

評価（Check）

■成果目標及び活動指標については、少なくとも1年に1回その実績を把握し、障がい者施策や関連施策の動向も踏まえながら、障がい福祉計画の中間評価として分析・評価を行う。

■中間評価の際には、協議会等の意見を聴くとともに、その結果について公表することが望ましい。

■活動指標については、より頻回に実績を把握し、達成状況等の分析・評価を行うことが望ましい。

10. 住民参加の方法

(1) 障がい者対象アンケート調査

①調査目的

阿蘇市障がい福祉計画及び阿蘇市障がい児福祉計画を策定するにあたって、本市内の障がいのある人の意識や意向、状況を把握し、計画策定や施策、取組みの立案に役立てることを目的にアンケート調査を実施しました。

②調査対象

阿蘇市在住の身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳所持者・特別児童扶養手当対象児童・阿蘇市内の障がい児通所事業所及び障がい者施設の中から 1,115 人を対象としました。

③調査項目

■客観的な状況の把握

○人口統計学的要因

- 性別、年齢

○障がいの程度及び家族の状況

- 障害者手帳の等級、難病・発達障がい・高次脳機能障がいの有無、日常生活動作の介護度、主な介助者（続柄・性別・年代・健康状態）

■日常生活での行動と主観的なニーズ

- 住まいや暮らし、外出の頻度、就労状況や日中の過ごし方、余暇活動や社会活動、保育や教育、災害時のニーズ、権利擁護、福祉サービスの利用状況、相談相手と相談機関、行政の取組み

④調査方法、調査期間

○調査方法：郵送法

○調査期間：令和 2 年 10 月 23 日～11 月 6 日

⑤回収数・回収率

- 580 件（有効回収率 52.0 %）

(2) パブリックコメント（意見公募手続き）

①調査目的

阿蘇市障がい福祉計画及び阿蘇市障がい児福祉計画を策定するにあたり、市民から意見や提案を募集することを目的に実施しました。

②実施方法、実施期間

■実施方法

- 市ホームページに掲載するほか、本庁福祉課及び各支所で計画（案）の閲覧ができるようにしました。

■実施期間

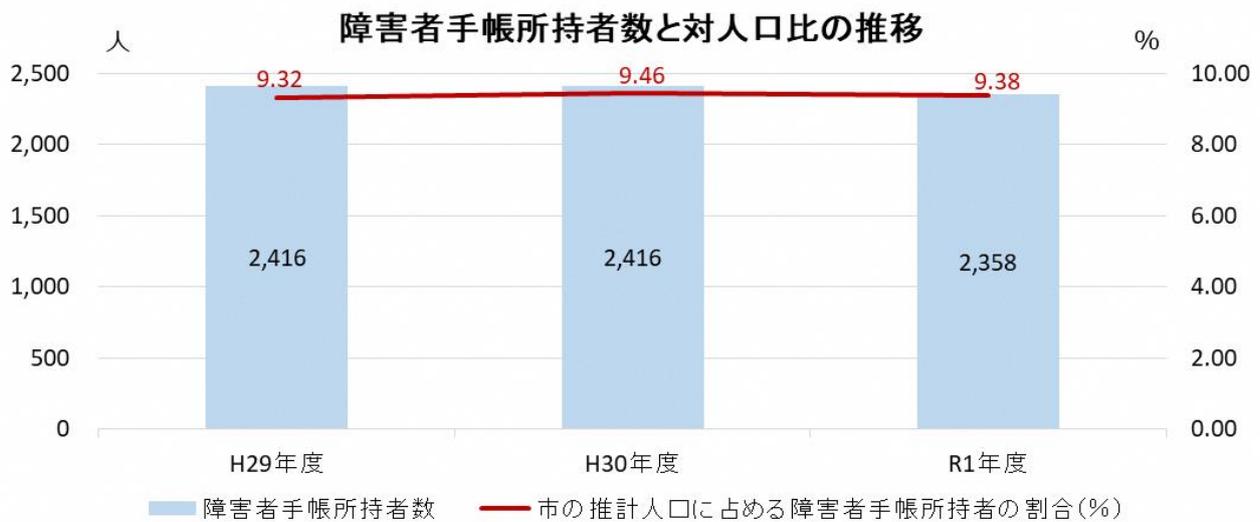
- 令和 3 年 2 月 19 日～3 月 10 日

第2章 障がい者等の現状

1. 阿蘇市における障がい者の現状について

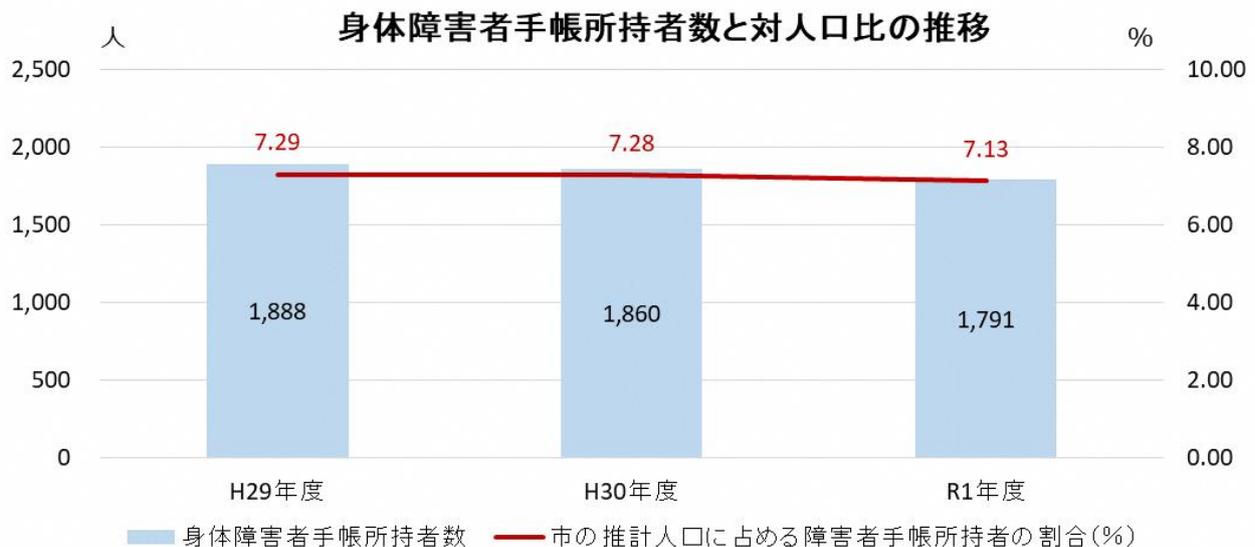
(1) 障害者手帳所持者数と対人口比の推移

障害者手帳（身体・療育・精神）所持者数は平成29年度3月末の2,416人から令和元年度3月末は2,358人と58人減少しています。また市の総人口に対する割合は横ばい傾向で推移しています。



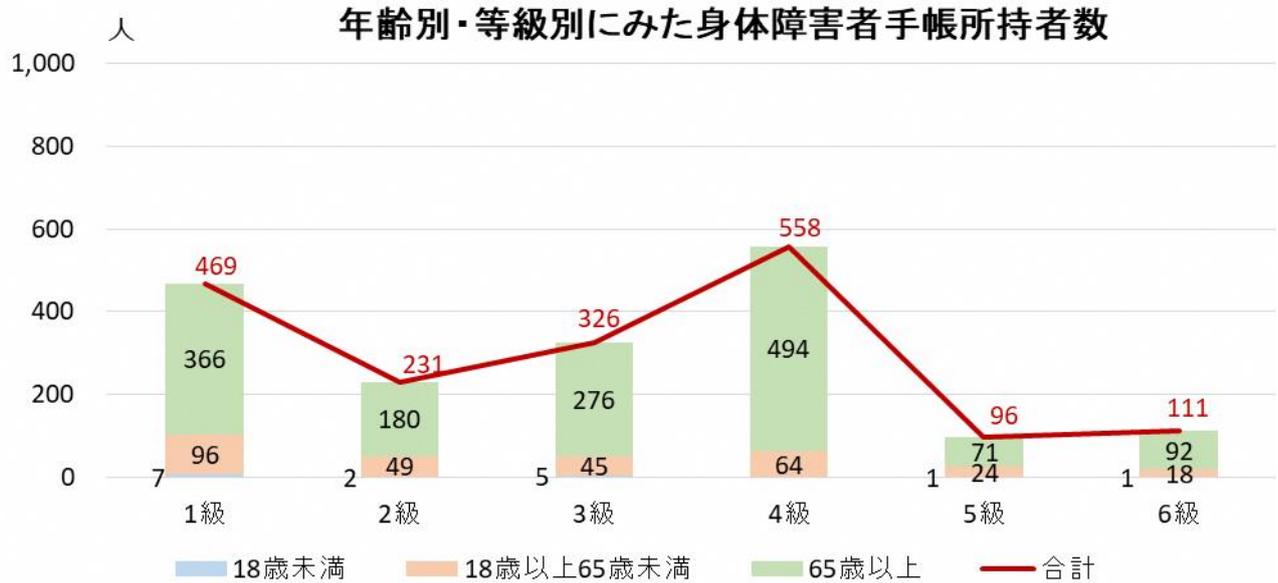
(2) 身体障害者手帳所持者数と対人口比の推移

身体障害者手帳所持者数は平成29年度3月末の1,888人から令和元年度3月末は1,791人と97人減少しています。また市の総人口に対する割合も、やや低下傾向にあります。



(3) 年齢別・等級別にみた身体障害者手帳所持者数

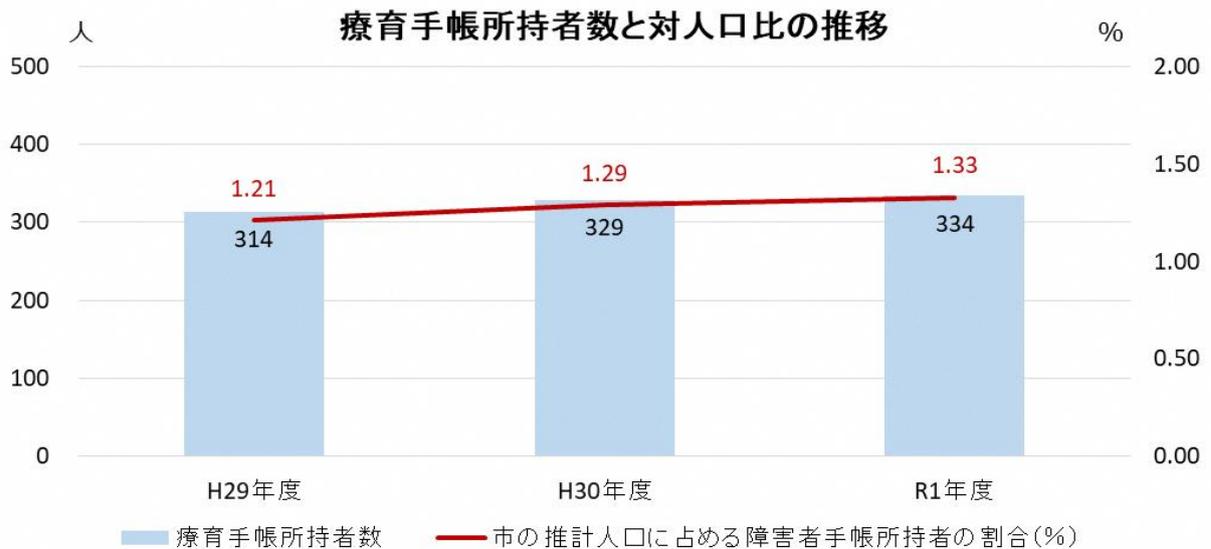
身体障害者手帳所持者数を年齢3区分別にみますと、各等級で65歳以上の高齢者層の割合が高くなっています。等級別にみますと、重度の1級は469人、中度の4級は558人と、割合が高くなっています。



令和2年3月31日現在

(4) 療育手帳所持者数と対人口比の推移

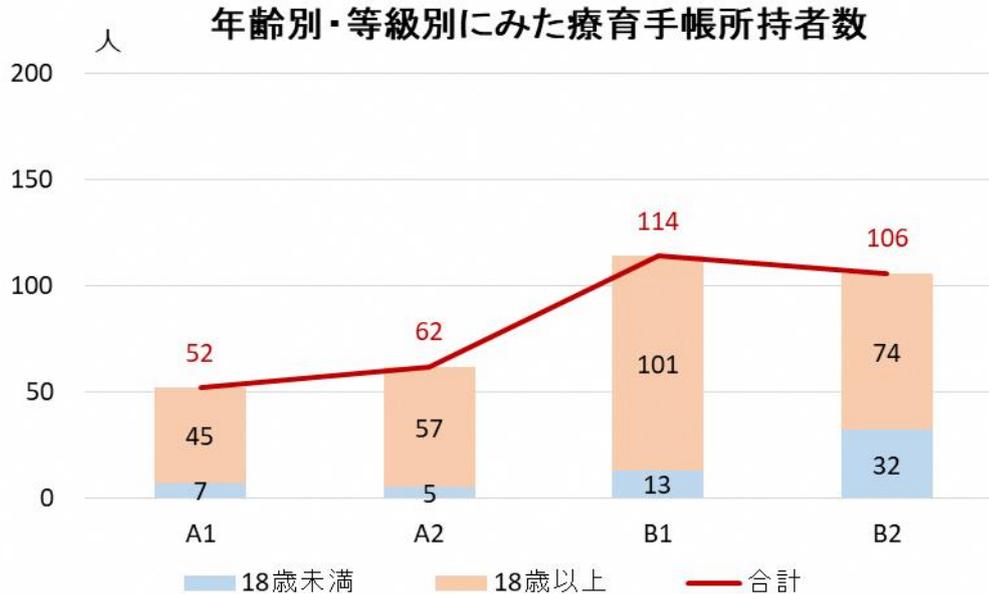
療育手帳所持者数は平成29年度3月末の314人から令和元年度3月末は334人と20人増加しており、市の総人口に対する割合も、やや上昇傾向にあります。



各年度3月31日現在

(5) 年齢別・等級別にみた療育手帳所持者数

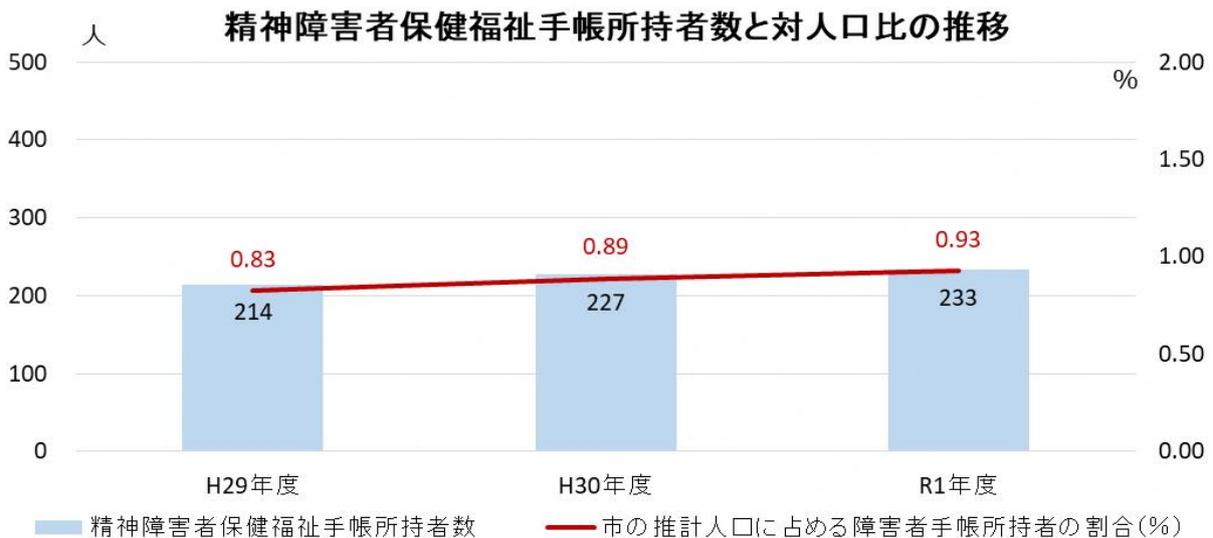
療育手帳所持者数を年齢別にみますと、各等級で18歳以上の割合が高くなっています。等級別の所持者数はB1の114人が最も多く、これにB2の106人が続いており、比較的軽度の等級の手帳所持者数が多くなっています。



令和2年3月31日現在

(6) 精神障害者保健福祉手帳所持者数と対人口比の推移

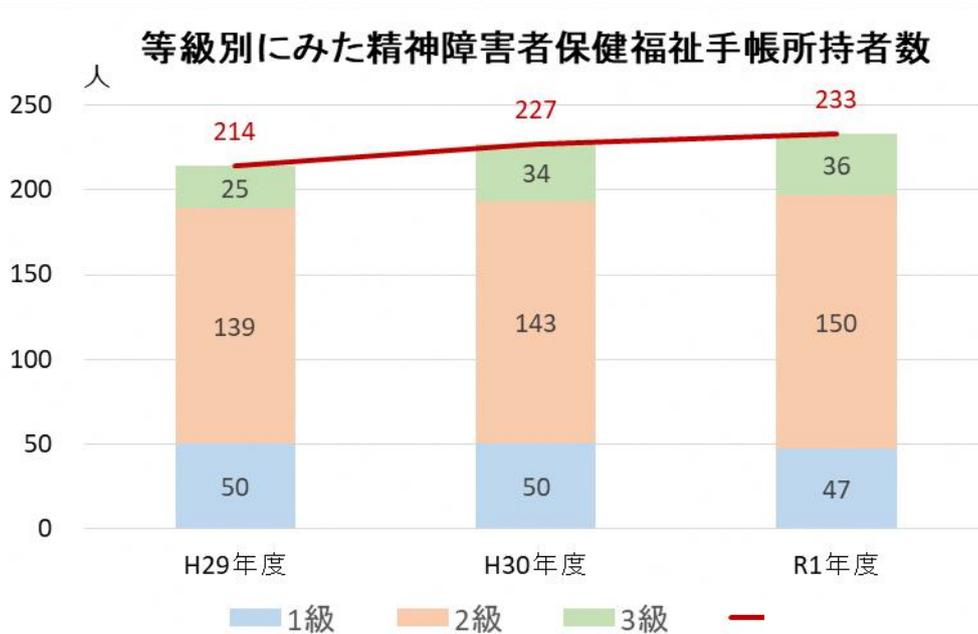
精神障害者保健福祉手帳所持者数は平成29年度3月末の214人から令和元年度3月末は233人と19人増加しており、市の総人口に対する割合も、やや上昇傾向にあります



各年度3月31日現在

(7) 等級別にみた精神障害者保健福祉手帳所持者数

精神障害者保健福祉手帳所持者数を等級別にみますと、各年度で2級の割合が最も高くなっており。平成29年度3月末の139人から令和元年度3月末は150人と11人増加しています。また3級でも平成29年度3月末の25人から令和元年度3月末は36人と11人増加しています。



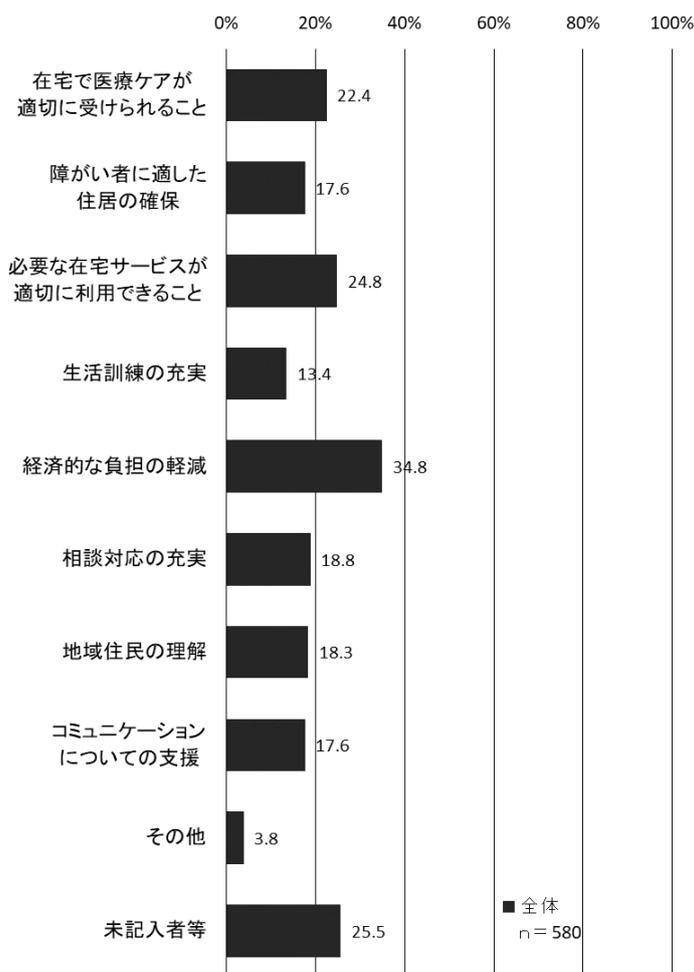
各年度3月31日現在

2. アンケート調査結果について

① 地域で生活するために必要な支援

回答者全体では、「経済的な負担の軽減」が34.8%で最も高く、次いで「必要な在宅サービスが適切に利用できること」が24.8%、「在宅で医療ケアが適切に受けられること」が22.4%となっています。手帳別にみますと、すべての手帳所持者で「経済的な負担の軽減」（身体：31.5%、療育：47.9%、精神：48.5%）が最も高くなっています。

*グラフ中の「n=580」等の「n」は回答者数を示しています。

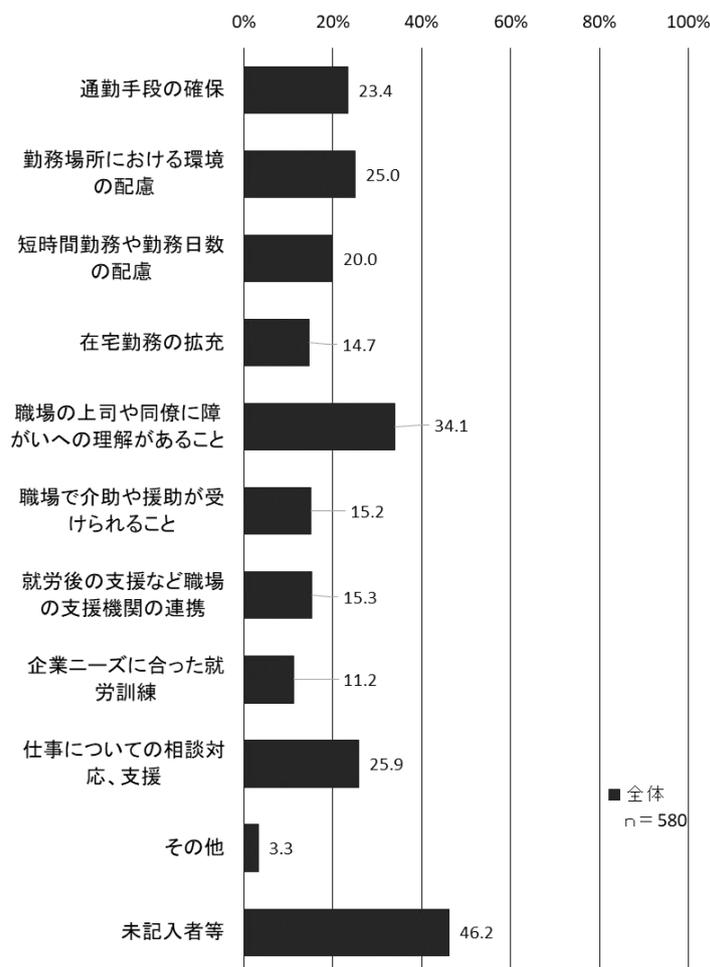


手帳別にみた回答結果（上位3項目）は、次のとおりです。

- 身体障害者手帳所持者
「経済的な負担の軽減」（31.5%）、「在宅で医療ケアが適切に受けられること」（28.9%）、「必要な在宅サービスが適切に受けられること」（28.9%）
- 療育手帳所持者
「経済的な負担の軽減」（47.9%）、「コミュニケーションについての支援」（46.8%）、「地域住民の理解」（40.4%）
- 精神障害者保健福祉手帳所持者
「経済的な負担の軽減」（48.5%）、「相談対応の充実」（27.9%）、「地域住民の理解」（23.5%）

② 就労支援として必要なこと

回答者全体でみますと、「職場の上司や同僚に障がいへの理解があること」が34.1%で最も高く、次いで「仕事についての相談対応、支援」が25.9%、「勤務場所における環境の配慮」が25.0%となっています。手帳別にみると、すべての手帳所持者で「職場の上司や同僚に障がいへの理解があること」（身体：27.1%、療育：59.6%、精神：39.7%）が最も高くなっています。



手帳別にみた回答結果（上位3項目）は、次のとおりです。

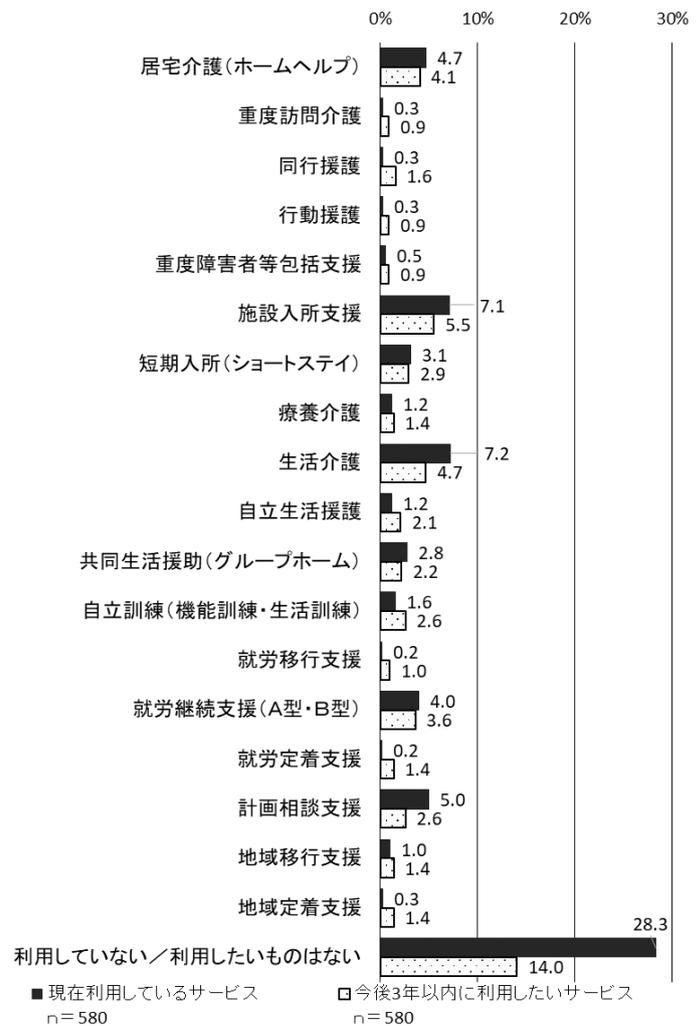
- 身体障害者手帳所持者
「職場の上司や同僚に障がいへの理解があること」（27.1%）、「勤務場所における環境の配慮」（20.9%）、「仕事についての相談対応、支援」（20.0%）
- 療育手帳所持者
「職場の上司や同僚に障がいへの理解があること」（59.6%）、「仕事についての相談対応、支援」（51.1%）、「勤務場所における環境の配慮」及び「通勤手段の確保」（38.3%）
- 精神障害者保健福祉手帳所持者
「職場の上司や同僚に障がいへの理解があること」（39.7%）、「仕事についての相談対応、支援」（36.8%）、「短時間勤務や勤務日数の配慮」（27.9%）

③障害福祉サービスの利用状況

現在利用している障害福祉サービスは、「生活介護」が7.2%と最も高く、次いで「施設入所支援」が7.1%、「計画相談支援」が5.0%となっています。

今後3年以内に利用したいサービスは、「施設入所支援」が5.5%と最も高く、次いで「生活介護」が4.7%、「居宅介護(ホームヘルプ)」が4.1%となっています。

また、現在利用しているサービスがない回答者は28.3%、今後3年以内に利用したいサービスがない回答者は14.0%となっています。

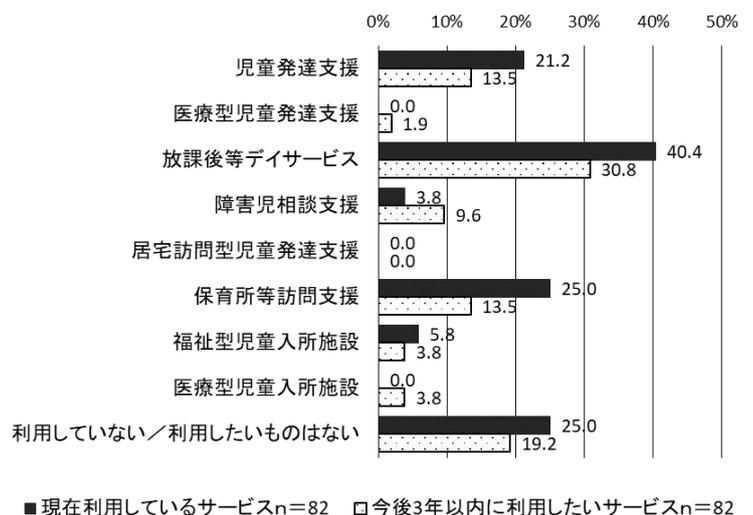


④障がい児向けサービスの利用状況

障がい児向けサービスの利用状況については、現在利用しているサービスは「放課後等デイサービス」が40.4%で最も高く、次いで「保育所等訪問支援」が25.0%、「児童発達支援」が21.2%となっています。

今後3年以内に利用したいサービスは、「放課後等デイサービス」が30.8%で最も高く、次いで「児童発達支援」「保育所等訪問支援」がともに13.5%となっています。

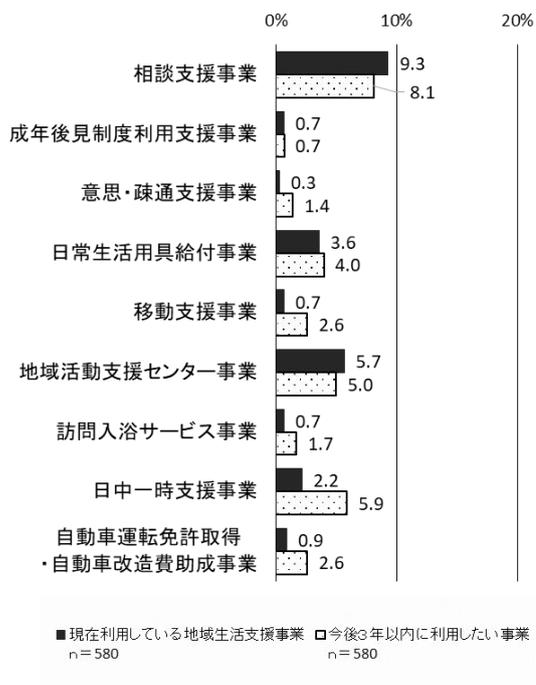
また、現在利用しているサービスがない回答者は25.0%、今後3年以内に利用したいサービスがない回答者は19.2%となっています。



⑤地域生活支援事業の利用状況

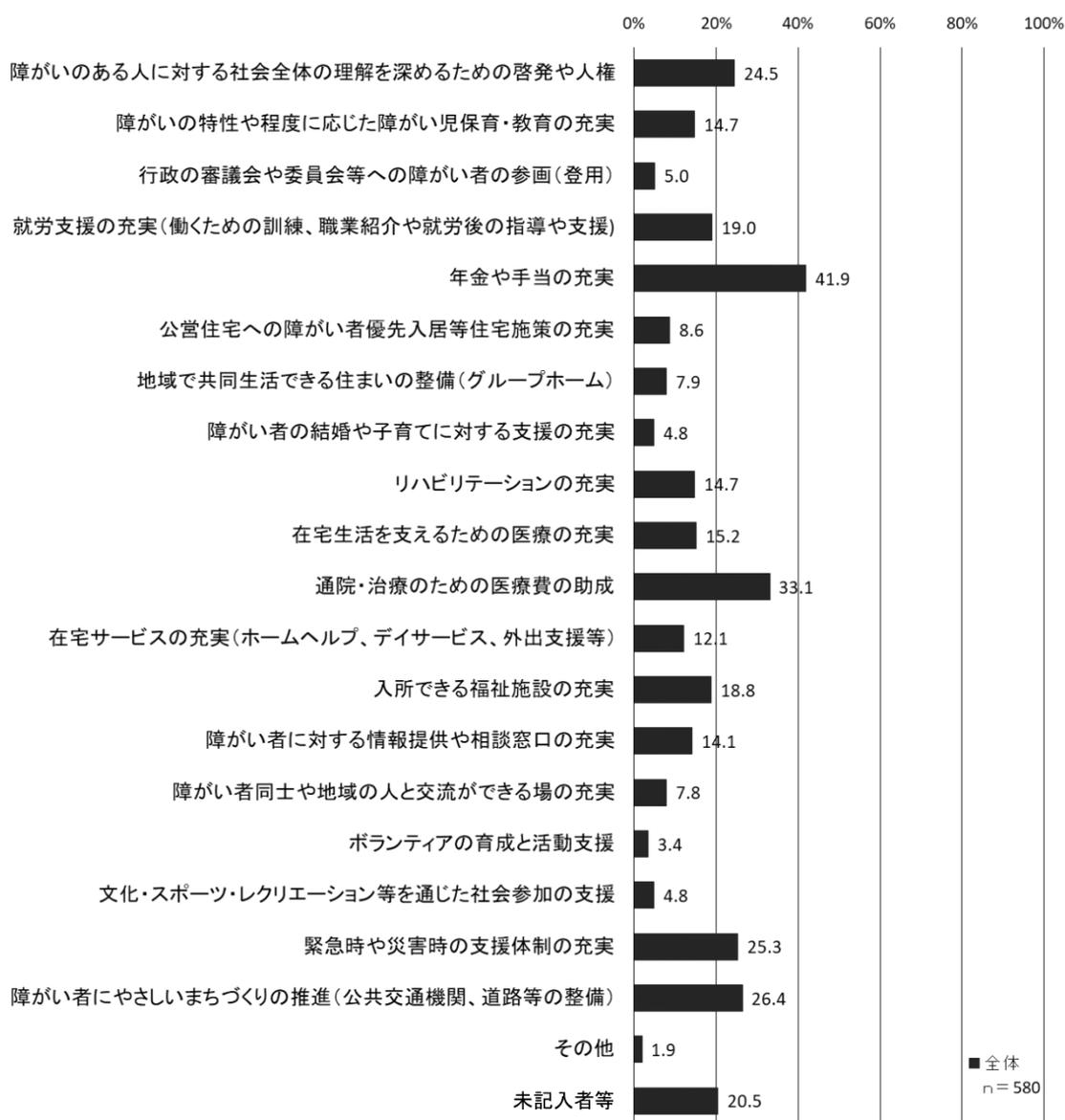
地域生活支援事業については、現在利用しているサービスは「相談支援事業」が9.3%と最も高く、次いで「地域活動支援センター事業」が5.7%、「日常生活用具給付事業」が3.6%となっています。

今後3年以内に利用したいサービスについては、「相談支援事業」が8.1%と最も高く、次いで「日中一時支援事業」が5.9%、「地域活動支援センター事業」が5.0%となっています。



⑥障がい福祉のまちづくりについて

回答者全体でみると「年金や手当の充実」が41.9%と最も高く、次いで「通院・治療のための医療費の助成」の33.1%、「障がい者にやさしいまちづくりの推進(公共交通機関、道路等の整備)」の26.4%の順となっています。



手帳別にみた回答結果(上位3項目)は、次のとおりです。

- 身体障害者手帳所持者
「年金や手当の充実」(42.1%)、「通院・治療のための医療費の助成」(32.2%)、「緊急時や災害時の支援体制の充実」(26.8%)
- 療育手帳所持者
「年金や手当の充実」(41.5%)、「障がいのある人に対する社会全体の理解を深めるための啓発や人権教育の充実」及び「就労支援の充実(働くための訓練、職業紹介や就労後の指導や支援)」(36.2%)
- 精神障害者保健福祉手帳所持者
「年金や手当の充実」(47.1%)、「通院・治療のための医療費の助成」(35.3%)、「障がいのある人に対する社会全体の理解を深めるための啓発や人権教育の充実」(33.8%)

第3章 令和5年度の成果目標及び活動指標

障がいのある人の自立支援の観点から、地域生活への移行や就労支援といった課題に対応するため、次の成果目標及び活動指標を設定します。目標及び指標の設定にあたっては、国の基本指針に即し、本市の実情に応じた目標値を設定します。

1. 福祉施設の入所者の地域生活への移行

令和元年度末時点の施設入所者を基準として、令和5年度末において地域生活に移行する人の数について目標値を設定します。また、地域生活への移行を推進する観点から、施設入所者の減少に関する目標値も設定します。

<国の基本指針>

- 令和5年度末における地域生活に移行する者の目標値を設定する。当該目標値の設定にあたっては、令和元年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行することを基本とする。
- 令和5年度末の施設入所者数を令和元年度末時点の施設入所者数から1.6%以上削減することを基本とする。

(1) 福祉施設から地域生活への移行者数

令和元年度末時点の施設入所者数 67 人（基準値）に対し、令和5年度末までに 5 人（7.5%）を地域へ移行します。

成果目標	基準値 (令和元年度末)	目標値	国の 基本指針
	67 人	5 人 (7.5%)	6%以上

(2) 施設入所者数の削減

令和元年度末時点の入所者数 67 人（基準値）に対し、令和5年度末までに 2 人の施設入所者（3.0%）を減らします。ただし、目標値となる2名には、上記地域生活移行者も含まれます。

成果目標	基準値 (令和元年度末)	目標値	国の 基本指針
	67 人	2 人 (3.0%)	1.6%以上

2. 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進するため、保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数、保健、医療、福祉、介護、担当者、家族等の関係者ごとの参加者人数、保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定および評価の実施回数を見込を設定します。また、精神障がい者の障害福祉サービスの利用状況を把握し、基盤整備の過不足等について把握するための数値も設定します。

(1) 保健、医療・福祉関係者による協議の場の開催回数

保健、医療及び福祉関係者による協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築するために必要となる協議の場を阿蘇圏域において年間1回開催します。

活動指標	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	1回	1回	1回

(2) 保健、医療（精神科、精神科以外の医療機関別）、福祉、介護、当事者、家族等の関係者ごとの参加者数

精神障がい者の障害福祉サービスの利用状況を把握し、基盤整備の過不足等について把握するため、阿蘇圏域における保健、医療、福祉、介護、当事者、家族等の協議の場への参加者数を年間14人とします。

活動指標	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	14人	14人	14人

(3) 保健、医療、福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数

保健、医療及び福祉関係者による協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築するために必要となる、協議の場における目標設定及び評価の実施回数を阿蘇圏域において年間1回とします。

活動指標	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	1回	1回	1回

(4) 精神障がい者の地域移行支援、地域定着支援、共同生活援助、自立生活援助の利用者数

現在、サービスを利用している精神障がい者の数、精神障がい者等のニーズ、入院中の精神障がい者のうち地域移行支援の利用が見込まれる数等を勘案して、利用者数の見込みを設定します。

	項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度
活動指標	地域移行支援	1人/月	1人/月	1人/月
	地域定着支援	1人/月	1人/月	1人/月
	共同生活援助	2人/月	2人/月	2人/月
	自立生活援助	1人/月	1人/月	1人/月

3. 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

障がい者の高齢化・重度化や「親亡き後」を見据えて、地域における居住支援の機能（相談、体験の機会・場の提供、緊急時の受入れ・対応、地域の体制づくり等）の強化に取り組み、地域生活支援拠点等の整備・充実に関する目標を設定します。

令和5年度末までの間、阿蘇圏域に1カ所の地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、年1回運用状況の検証及び検討を行います。

	項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度
活動指標	地域生活支援拠点等の設置力所数	1カ所	1カ所	1カ所
	検証及び検討の実施回数	1回	1回	1回

4. 福祉施設から一般就労への移行等

福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、一般就労に移行する人の数について目標値を設定します。また、この目標を達成するため、就労移行支援事業の利用者数及び事業所ごとの就労移行率にかかる目標値等も設定します。

(1) 福祉施設からの一般就労移行者数

令和元年度末時点の一般就労移行者数 5 人に対し、令和 5 年度末までに 8 人を福祉施設から一般就労へ移行します。内訳としては就労移行支援が 2 人、就労継続支援 A 型が 4 人、就労継続支援 B 型が 2 人とします。

成果目標	項目	基準値 (令和元年度末)	目標値 (令和 5 年度末)	国の 基本指針
	福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、一般就労に移行する者	5 人	8 人	1.27 倍以上
	うち、就労移行支援事業から一般就労へ移行する者	1 人	2 人	1.30 倍
	うち、就労継続支援 A 型事業から一般就労へ移行する者	3 人	4 人	1.26 倍
	うち、就労継続支援 B 型事業から一般就労へ移行する者	1 人	2 人	1.23 倍

(2) 就労定着支援事業の利用者数

令和 5 年度末における就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する利用者のうち、7 割が就労定着支援事業を利用することが基本とします。そのため就労定着支援事業の利用者を 6 人とします。

成果目標	項目	基準値 (令和 5 年度末に就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行した者)	目標値 (令和 5 年度末)	国の 基本指針
	就労定着支援事業の利用者	8 人	6 人 (75%)	70%

5. 障がい児支援の提供体制の整備等

障がい児支援の提供体制の整備等を推進するため、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図ったうえで、切れ目のない一貫した支援を提供する体制を構築することが重要です。それに伴い施設数等の目標値を設定します。

(1) 重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実

現在本市では、児童発達支援センターを阿蘇圏域に1カ所設置できており、また保育所等訪問支援を提供する体制も整っています。今後も、支援体制を維持していきます。

(2) 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を阿蘇圏域に1カ所確保します。

成果目標	項目	目標値 (令和5年度末)
	主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保	1カ所

(3) 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置

阿蘇圏域において、関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置します。

成果目標	項目	目標値 (令和5年度末)
	医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	協議の場1カ所の設置
コーディネーターの配置	コーディネーター1人配置	

6. 相談支援体制の充実・強化等

令和5年度末までに、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を阿蘇圏域で実施する体制の確保を行います。

	項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度
活動指標	総合的・専門的な相談支援の実施の有無	有	有	有
	地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	1件	1件	1件
	地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	1件	1件	1件
	地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	1回	1回	1回

7. 障害福祉サービス等の質の向上を図るための取組に係る体制の構築

令和5年度末までに、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制の構築を行います。

	項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度
活動指標	県が実施する障害福祉サービス等に係る研修等への市職員の参加人数	1人	1人	1人
	障害者自立支援審査支払等システム等での審査結果を分析及びその結果を活用し事業所等と共有する体制の有無	有	有	有
	(共有する体制が有の場合)それに基づく実施回数	1回	1回	1回

8. 発達障がい者等に対する支援

ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数、ペアレントメンターの人数、ピアサポート活動への参加人数の見込みを設定します。

(1) *ペアレントトレーニングや*ペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数

本市における発達障がい者等の数を勘案し、令和5年度におけるペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の年間受講者数を延べ17人とします。

※ペアレントトレーニング：保護者等を対象に、行動理論をベースとして環境調整や子どもへの肯定的な働きかけをロールプレイやホームワークを通して学び、保護者等のかかわり方や心理的なストレスの改善、お子さんの適切な行動を促進し、不適切な行動の改善を旨とする家族支援のアプローチの一つです。地域においては、発達障がい児の支援機関等で実施されることが多いです。

※ペアレントプログラム：子どもや自分自身について「行動」で把握することで、保護者等の認知的な枠組みを修正していくことを目的とした簡易的なプログラムです。「行動で考える」「叱って対応するのではなく、適応行動ができたことを）ほめて対応する」「孤立している保護者等が仲間を見つける」という3つの目標に向けて取り組みます。

活動指標	項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	ペアレントトレーニング等の支援プログラム等の受講者数	6人	17人	17人

(2) *ペアレントメンターの人数

現状のペアレントメンター養成研修等の実施状況や発達障がい者等の数を勘案し、令和5年度末までにペアレントメンターの人数を1人とします。

※ペアレントメンター：メンターとは「信頼のおける仲間」という意味です。発達障がいの子どもの育てた保護者等が、その育児経験を活かし、同じ親の立場から子育てで同じ悩みを抱える保護者等に対してグループ相談や子どもの特性などを伝えるサポートブック作り、情報提供等を行います。ペアレントメンターは、地域で実施している養成研修を経て活動をしています。また、地域にて円滑にメンター活動が行われるようペアレントメンター・コーディネーターが調整等を行います。

活動指標	項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	ペアレントメンターの人数	0人	0人	1人

(3) *ピアサポート活動への参加人数

現状のピアサポートの活動状況や発達障がい者等の数を勘案し、令和5年度におけるピアサポート活動への年間参加人数を延べ11人とします。

※ピアサポート活動：発達障がいの子を持つ保護者や配偶者、きょうだい同士及び本人同士等が集まり、お互いの悩みの相談や情報交換を行います。

活動指標	項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	ピアサポート活動への参加人数	0人	11人	11人

第4章 障害福祉サービスの必要量見込み

障害福祉サービスの必要見込みに際しては、国の基本指針に即し、本市における過去の利用実績からの伸び、アンケート調査等により見込量を算出することとしています。

1. 訪問系サービスの見込み

○サービスの概要

サービスの名称	内容
居宅介護	自宅で入浴や排泄、食事の介護、家事における支援等を行う。
重度訪問介護	重度の障がいがあり、常に介護が必要な人に、自宅での介護から外出時の移動支援までを総合的に行う。
同行援護	視覚障がいにより移動が著しく困難な人に、外出時同行し、必要な情報の提供や移動の支援を行う。
行動援護	知的障がいや精神障がいにより行動が困難で、常に介護が必要な人に、外出時の移動の支援や行動の際に生じる危険回避のための援護等を行う。
重度障害者等包括支援	介護の必要性がとて高い人に、居宅介護等の障害福祉サービスを包括的に行う。

■ 必要量見込みに関する国の基本指針

現に利用している人の数、障がい者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障がい者のうち地域生活への移行後に訪問系サービスの利用が見込まれる人の数、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用者数及び量の見込みを設定する。

(1) 居宅介護

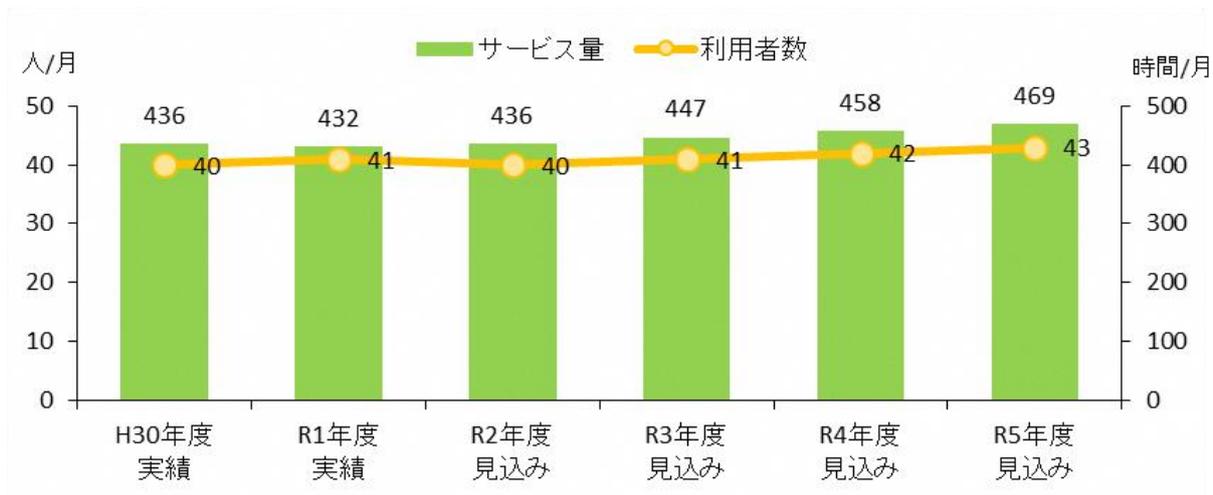
■ 第6期計画の見込みにおける推計方法

- ・ (人) 過去3ヶ年の実績の増減から年1人増加ペースとして設定します。
- ・ (時間) 過去3ヶ年の実績平均 10.9 時間で設定します。

○「居宅介護」の実績と見込み

	単位	第5期実績			第6期見込み		
		平成30年度	令和1年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	人/月	40	41	40	41	42	43
サービス量	時間/月	436	432	436	447	458	469

※令和2年度の実績は、令和2年4月～11月までの実績を踏まえた見込み



(2) 重度訪問介護

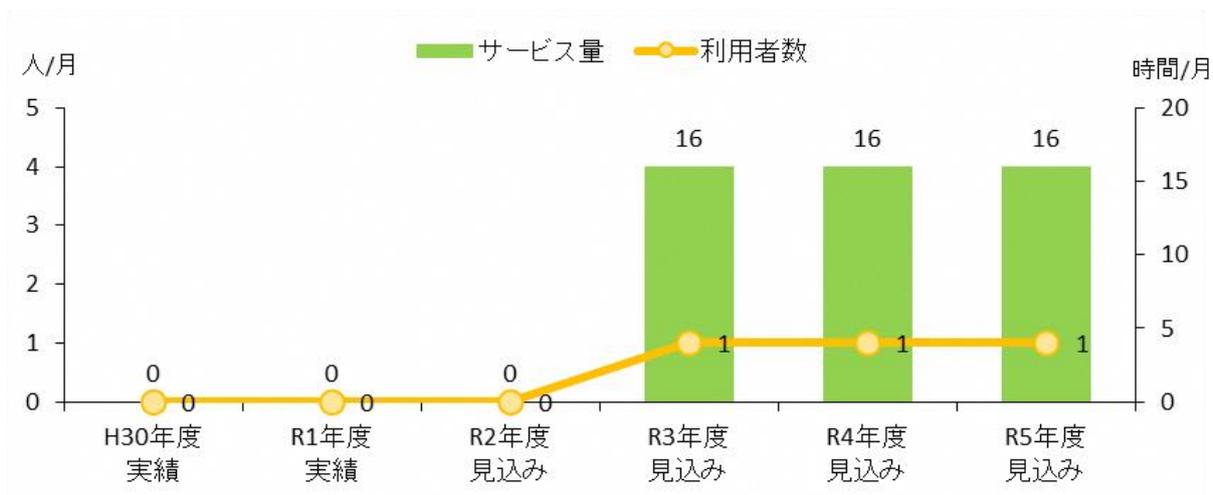
■ 第6期計画の見込量における推計方法

- ・ (人) これまで実績はありませんが、第6期障がい福祉計画策定時のニーズ調査で利用意向があるため、1人の利用を見込み設定します。
- ・ (時間) 週1回4時間×4週で見込み設定します。

○ 「重度訪問介護」の実績と見込み

	単位	第5期実績			第6期見込量		
		平成30年度	令和1年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	人/月	0	0	0	1	1	1
サービス量	時間/月	0	0	0	16	16	16

※令和2年度の実績は、令和2年4月～11月までの実績を踏まえた見込み



(3) 同行援護

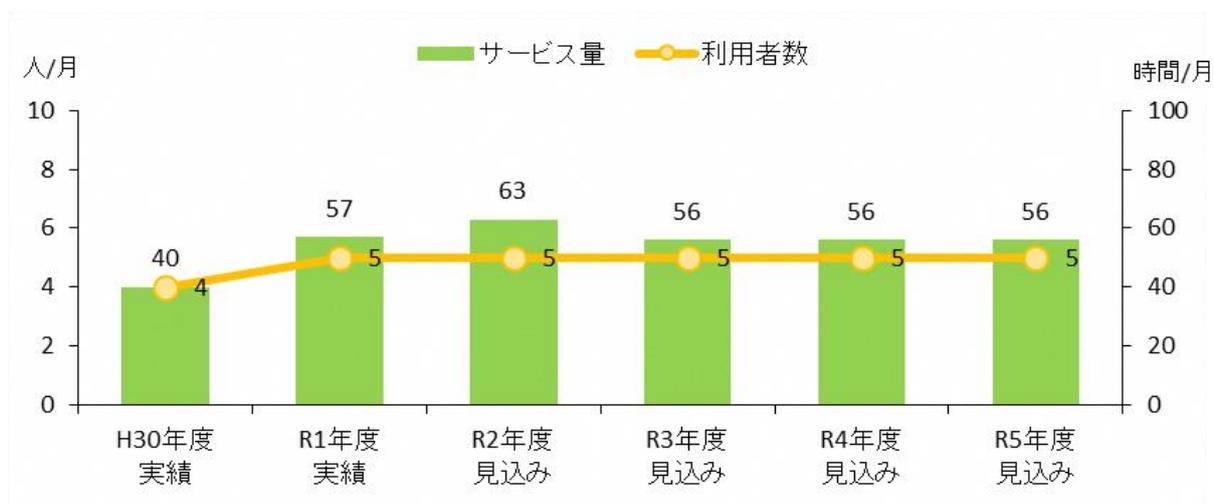
■ 第6期計画の見込量における推計方法

- ・ (人) 過去3ヶ年の実績から今後も利用者数は同様であると見込み設定します。
- ・ (時間) 過去3ヶ年の実績平均から1人1ヶ月あたり11時間で設定します。

○ 「同行援護」の実績と見込み

	単位	第5期実績			第6期見込量		
		平成30年度	令和1年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	人/月	4	5	5	5	5	5
サービス量	時間/月	40	57	63	56	56	56

※令和2年度の実績は、令和2年4月～11月までの実績を踏まえた見込み



(4) 行動援護及び重度障害者等包括支援

■ 第6期計画の見込量における推計方法

- ・ 利用実績が皆無であることから、利用見込みなしとします。

○ 「行動援護」の実績と見込み

	単位	第5期実績			第6期見込量		
		平成30年度	令和1年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	人/月	0	0	0	0	0	0
サービス量	時間/月	0	0	0	0	0	0

※令和2年度の実績は、令和2年4月～11月までの実績を踏まえた見込み

○ 「重度障害者等包括支援」の実績と見込み

	単位	第5期実績			第6期見込量		
		平成30年度	令和1年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	人/月	0	0	0	0	0	0
サービス量	時間/月	0	0	0	0	0	0

※令和2年度の実績は、令和2年4月～11月までの実績を踏まえた見込み

2. 日中活動系サービスの見込量

(1) 生活介護

サービスの概要	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴や排泄、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会の提供等を行う。
---------	--

■ 必要量見込みに関する国の基本指針

現に利用している人の数、障がい者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障がい者のうち地域生活への移行後に生活介護の利用が見込まれる人の数、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用者数及び量の見込みを設定する。

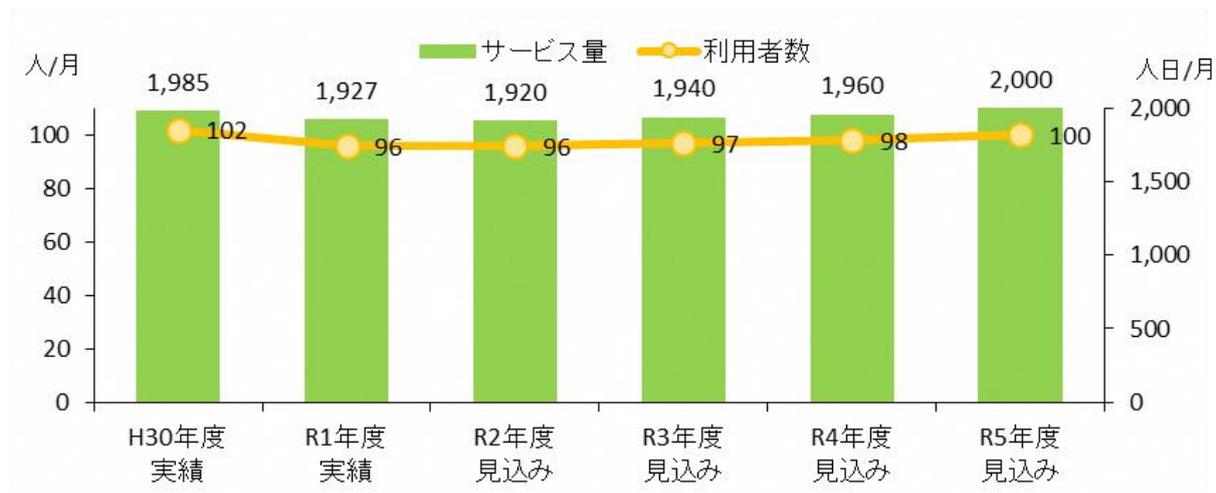
■ 第6期計画の見込量における推計方法

- ・ (人) 過去3ヶ年の実績の増減から年1～2人増加ペースとして設定します。
- ・ (人日分) 過去3ヶ年の実績平均から1人あたり20日で設定します。

○ 「生活介護」の実績と見込み

	単位	第5期実績			第6期見込量		
		平成30年度	令和1年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	人/月	102	96	96	97	98	100
サービス量	人日/月	1,985	1,927	1,920	1,940	1,960	2,000

※令和2年度の実績は、令和2年4月～11月までの実績を踏まえた見込み



(2) 自立訓練（機能訓練）

サービスの概要	地域生活を営む上で、身体機能や生活能力の維持・向上等のために支援が必要な人に対して、一定期間、身体機能のリハビリテーション等を行う。
---------	--

■ 必要量見込みに関する国の基本指針

現に利用している人の数、障がい者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用者数及び量の見込みを設定する。

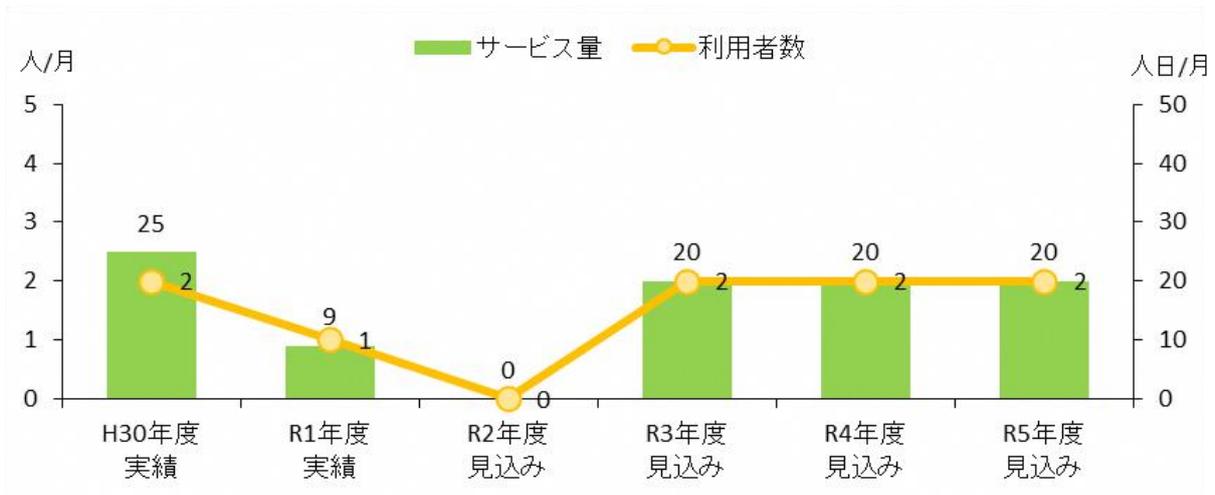
■ 第6期計画の見込量における推計方法

- ・（人）過去3ヶ年の実績から年2人利用として設定します。
- ・（人日分）過去3ヶ年の実績平均から1人あたり10日で設定します。

○ 「自立訓練（機能訓練）」の実績と見込み

	単位	第5期実績			第6期見込量		
		平成30年度	令和1年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	人/月	2	1	0	2	2	2
サービス量	人日/月	25	9	0	20	20	20

※令和2年度の実績は、令和2年4月～11月までの実績を踏まえた見込み



(3) 自立訓練（生活訓練）

サービスの概要	地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上等のために支援が必要な人に対して、一定期間、食事や家事等の日常生活能力を向上するための支援等を行う。
---------	--

■ 必要量見込みに関する国の基本指針

現に利用している人の数、障がい者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障がい者のうち地域生活への移行後に自立訓練（生活訓練）の利用が見込まれる人の数、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用者数及び量の見込みを設定する。

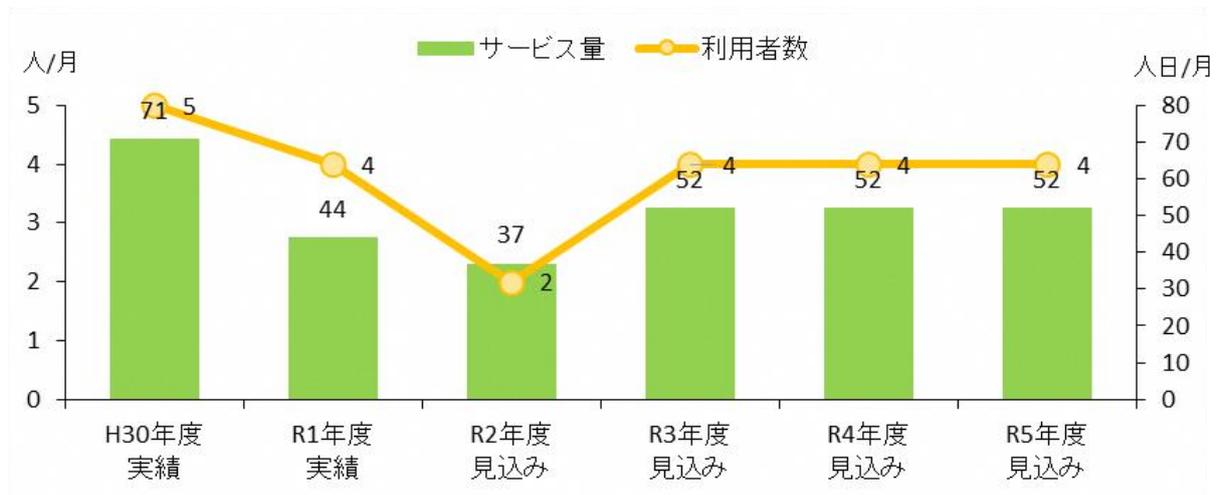
■ 第6期計画の見込量における推計方法

- ・（人）過去3ヶ年の実績から年4人利用として設定します。
- ・（人日分）過去3ヶ年の実績平均から1人あたり13日で設定します。

○ 「自立訓練（生活訓練）」の実績と見込み

	単位	第5期実績			第6期見込量		
		平成30年度	令和1年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	人/月	5	4	2	4	4	4
サービス量	人日/月	71	44	37	52	52	52

※令和2年度の実績は、令和2年4月～11月までの実績を踏まえた見込み



(4) 就労移行支援

サービスの概要	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力向上のために必要な訓練を行う。
---------	---

■ 必要量見込みに関する国の基本指針

現に利用している人の数、障がい者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障がい者のうち地域生活への移行後に就労移行支援事業の利用が見込まれる人の数、福祉施設の利用者の一般就労への移行者数、特別支援学校卒業生、休職者で復職を希望する者等新たに就労移行支援事業の対象者と見込まれる人の数、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用者数及び量の見込みを設定する。

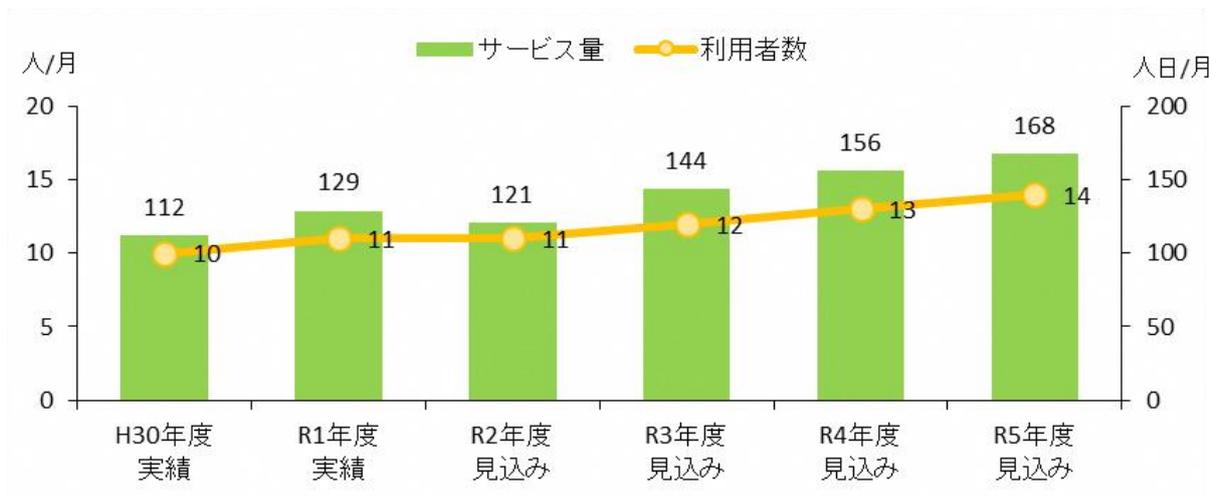
■ 第6期計画の見込量における推計方法

- ・ (人) 過去3ヶ年の実績の増減から年1人増加ペースと見込み設定します。
- ・ (人日分) 過去3ヶ年の実績平均から1人あたり12日で設定します。

○ 「就労移行支援」の実績と見込み

	単位	第5期実績			第6期見込量		
		平成30年度	令和1年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	人/月	10	11	11	12	13	14
サービス量	人日/月	112	129	121	144	156	168

※令和2年度の実績は、令和2年4月～11月までの実績を踏まえた見込み



(5) 就労継続支援（A型）

サービスの概要	<p>一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力向上のために必要な訓練を行う。</p> <p>※A型（雇成型）は、就労移行支援事業を利用したが企業等の雇用に結びつかなかった人や離職者等に対して、事業所内での雇用契約に基づき就労機会を提供するとともに、一般就労への移行支援等を行う。</p>
---------	--

■ 必要量見込みに関する国の基本指針

現に利用している人の数、障がい者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障がい者のうち地域生活への移行後に就労継続支援A型の利用が見込まれる人の数、就労継続支援A型の利用者の一般就労への移行者数、平均的な一人当たり利用量、地域の雇用情勢等を勘案して、利用者数及び量の見込みを設定する。

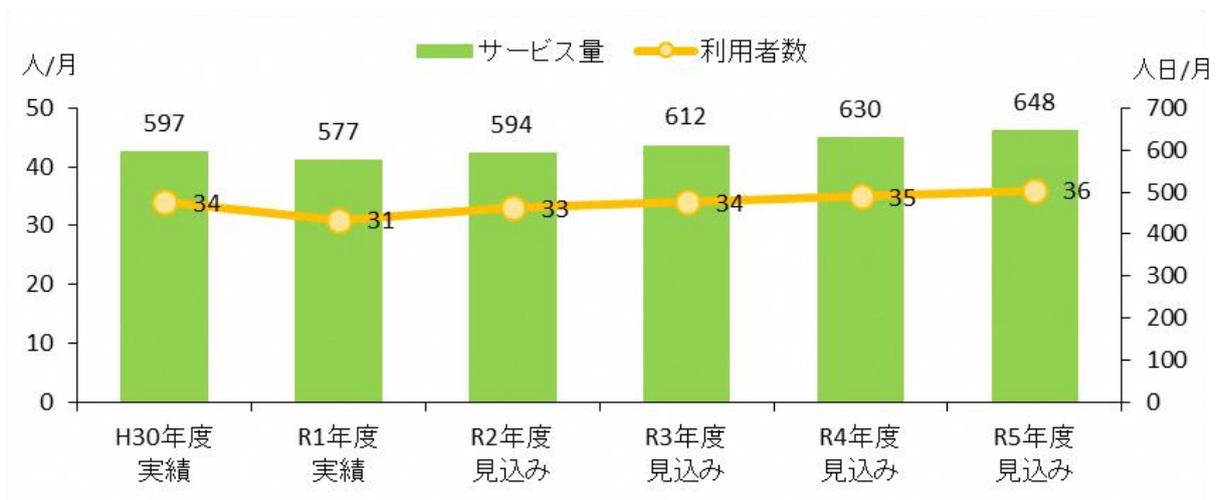
■ 第6期計画の見込みにおける推計方法

- ・（人）過去3ヶ年の実績の増減から年1人増加ペースとして設定します。
- ・（人日分）過去3ヶ年の実績平均から1人あたり18日で設定します。

○就労継続支援（A型）の実績と見込み

	単位	第5期実績			第6期見込み		
		平成30年度	令和1年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	人/月	34	31	33	34	35	36
サービス量	人日/月	597	577	594	612	630	648

※令和2年度の実績は、令和2年4月～11月までの実績を踏まえた見込み



(6) 就労継続支援（B型）

サービスの概要	<p>一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力向上のために必要な訓練を行う。</p> <p>※B型（非雇用型）は、就労移行支援事業を利用したが企業等の雇用には結びつかない人や一定の年齢に達している人等に対して、就労機会の提供等を行う（雇用契約は締結しない）。</p>
---------	--

■ 必要量見込みに関する国の基本指針

現に利用している人の数、障がい者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障がい者のうち地域生活への移行後に就労継続支援B型の利用が見込まれる人の数、就労継続支援B型の利用者の一般就労への移行者数、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用者数及び量の見込みを設定する。

設定に当たっては、区域内の就労継続支援B型事業所における工賃（事業所が、利用者に対して、事業収入から事業に必要な経費を控除して支払う金額をいう。）の平均額について、区域ごとの目標水準を設定することが望ましい。

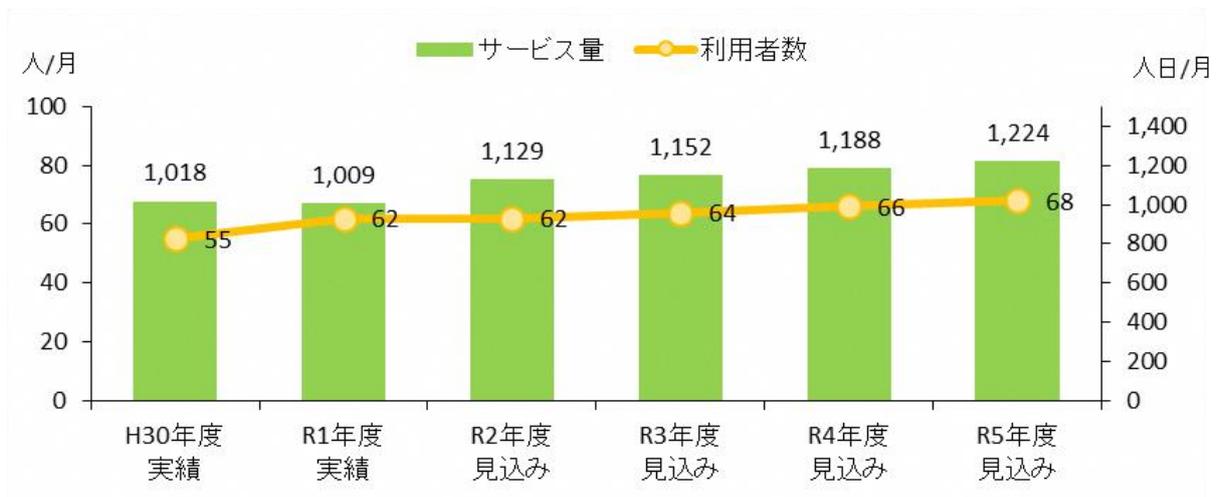
■ 第6期計画の見込量における推計方法

- （人）過去3ヶ年の実績の増減から年1人増加＋特別支援学校卒業生1人を見込み、年2人の増加ペースとして設定します。
- （人日分）過去3ヶ年の実績平均から1人あたり18日で設定します。

○就労継続支援（B型）の実績と見込み

	単位	第5期実績			第6期見込量		
		平成30年度	令和1年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	人/月	55	62	62	64	66	68
サービス量	人日/月	1,018	1,009	1,129	1,152	1,188	1,224

※令和2年度の実績は、令和2年4月～11月までの実績を踏まえた見込み



(7) 就労定着支援

サービスの概要	就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した人に、就業に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族等の連絡調整等の支援を行う。
---------	---

■ 必要量見込みに関する国の基本指針

現に利用している人の数、障がい者等のニーズ、福祉施設の利用者の一般就労への移行者数等を勘案して、利用者数の見込みを設定する。

■ 第6期計画の見込量における推計方法

- ・ (人) 過去3ヶ年の実績はありませんが、第6期数値目標を反映させ、年2人増加ペースとして利用を見込み設定します。

※第6期数値目標：令和5年度末の一般就労移行者の7割が利用

○就労定着支援の実績と見込み

	単位	第5期実績			第6期見込量		
		平成30年度	令和1年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	人/月	0	0	0	2	4	6

※令和2年度の実績は、令和2年4月～11月までの実績を踏まえた見込み



(8) 療養介護

サービスの概要	所定の障害支援区分を有し、医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練や療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話等を行う。
---------	---

■ 必要量見込みに関する国の基本指針

現に利用している人の数、障がい者等のニーズ等を勘案して、利用者数の見込みを設定する。

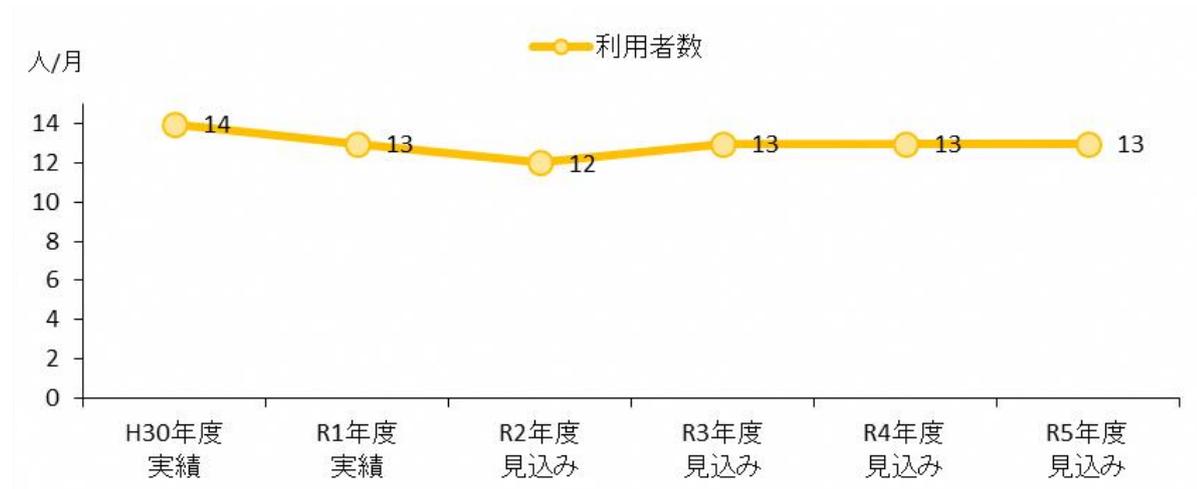
■ 第6期計画の見込量における推計方法

- ・ (人) 過去3ヶ年の実績から今後も同様の利用者があると見込み設定します。

○療養介護の実績と見込み

	単位	第5期実績			第6期見込量		
		平成30年度	令和1年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	人/月	14	13	12	13	13	13

※令和2年度の実績は、令和2年4月～11月までの実績を踏まえた見込み



(9) 短期入所（ショートステイ）【福祉型】

サービスの概要	自宅で介護する人が病気やレスパイトの場合等に、短期間、夜間も含めて入浴、排泄、食事の介護等を行う。
---------	---

■ 必要量見込みに関する国の基本指針

現に利用している人の数、障がい者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障がい者のうち地域生活への移行後に短期入所の利用が見込まれる人の数、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用者数及び量の見込みを設定する。

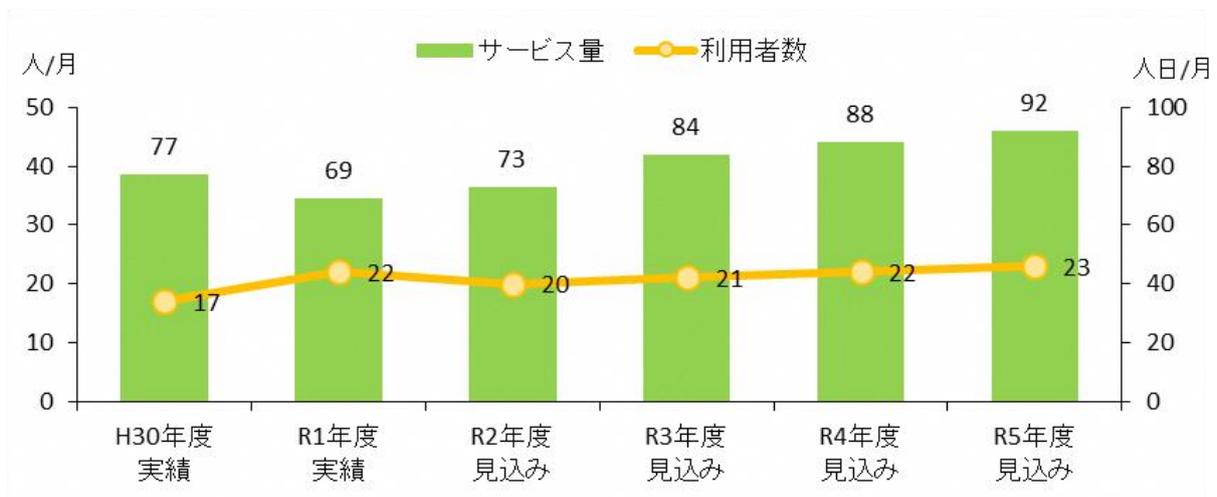
■ 第6期計画の見込量における推計方法

- ・ (人) 過去3ヶ年の実績の増減と、ニーズ調査のアンケート結果から、介護者の*レスパイト等の需要は増加することが見込まれるため、年1人増加ペースとして設定します。
- ・ (人日分) 過去3ヶ年の実績平均から1人あたり4日で設定します。

○短期入所【福祉型】の実績と見込み

	単位	第5期実績			第6期見込量		
		平成30年度	令和1年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	人/月	17	22	20	21	22	23
サービス量	人日/月	77	69	73	84	88	92

※令和2年度の実績は、令和2年4月～11月までの実績を踏まえた見込み



(10) 短期入所（ショートステイ）【医療型】

サービスの概要	自宅で介護する人が病気や [*] レスパイトの場合等に、医療的ケアが必要な人に対して、短期間、夜間も含めて入浴、排泄、食事の介護、医療的ケアの提供等を行う。
---------	---

■ 必要量見込みに関する国の基本指針

現に利用している人の数、障がい者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障がい者のうち地域生活への移行後に短期入所の利用が見込まれる人の数、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用者数及び量の見込みを設定する。

■ 第6期計画の見込量における推計方法

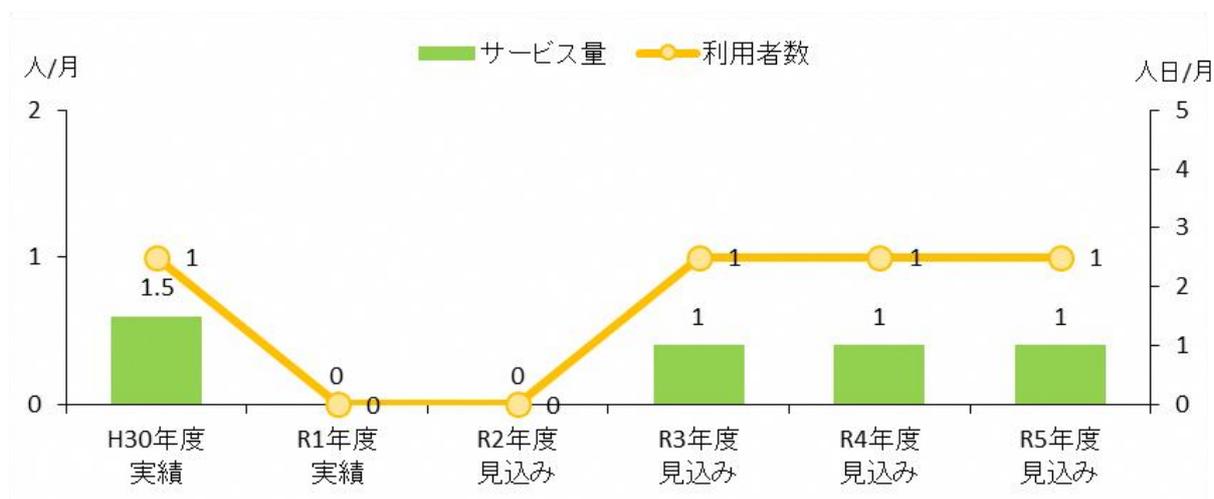
- ・ (人) H29年度とH30年度の実績から今後も同様の利用者があると見込み設定します。
- ・ (人日分) 過去2カ年の実績平均から、3ヶ月に1回、3泊の利用と見込み設定します。

※令和元年度、令和2年度は利用実績なし

○短期入所【医療型】の実績と見込み

	単位	第5期実績			第6期見込量		
		平成30年度	令和1年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	人/月	1	0	0	1	1	1
サービス量	人日/月	1.5	0	0	1	1	1

※令和2年度の実績は、令和2年4月～11月までの実績を踏まえた見込み



3. 居住系サービスの見込量

(1) 自立生活援助

サービスの概要	施設入所支援や共同生活援助を利用していた人等を対象として、定期的な巡回訪問や随時の対応により円滑な地域生活に向けた相談・助言等を行う。
---------	---

■ 必要量見込みに関する国の基本指針

現に利用している人の数、同居している家族による支援を受けられない障がい者の数、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障がい者のうち地域生活への移行後に自立生活援助の利用が見込まれる人の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定する。

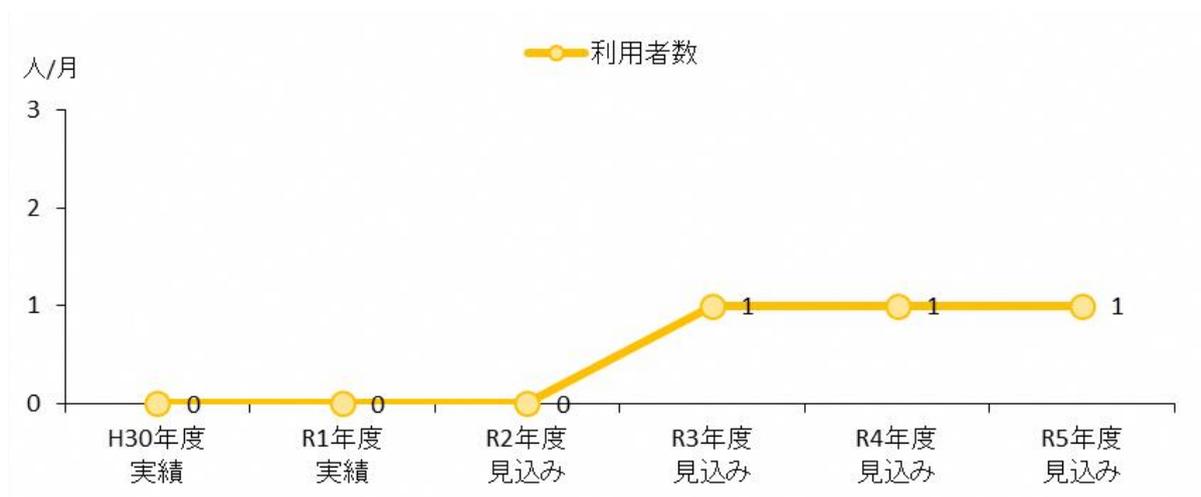
■ 第6期計画の見込量における推計方法

- （人）過去3ヶ年の実績はないが、これまでの一人暮らしへの移行実績と今後の地域生活移行者の利用を見込み設定します。

○自立生活援助の実績と見込み

	単位	第5期実績			第6期見込量		
		平成30年度	令和1年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	人/月	0	0	0	1	1	1

※令和2年度の実績は、令和2年4月～11月までの実績を踏まえた見込み



(2) 共同生活援助（グループホーム）

サービスの概要	日中に就労や日中活動系サービスを利用している人に対し、地域の共同生活の場において、相談や入浴・排泄・食事等の介護その他日常生活の援助を行う。
---------	--

■ 必要量見込みに関する国の基本指針

現に利用している人の数、障がい者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障がい者のうち地域生活への移行後に共同生活援助の利用が見込まれる人の数、一人暮らしや家庭からグループホームに入所する人の数、グループホームから退所する人の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定する。

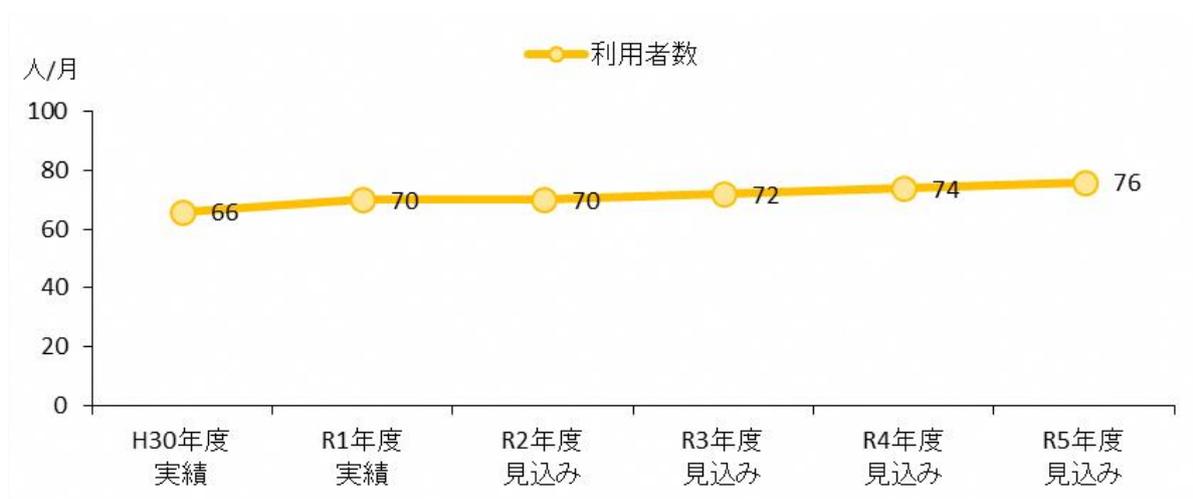
■ 第6期計画の見込量における推計方法

- （人）過去3ヶ年の実績の増減から年2人増加ペースとして設定します。地域生活移行者と特別支援学校卒業生（令和3年度）を加えて見込みます。

○共同生活援助の実績と見込み

	単位	第5期実績			第6期見込量		
		平成30年度	令和1年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	人/月	66	70	70	72	74	76

※令和2年度の実績は、令和2年4月～11月までの実績を踏まえた見込み



(3) 施設入所支援

サービスの概要	施設に入所する人に対して、夜間や休日に入浴、排泄、食事の介護等を行う。
---------	-------------------------------------

■ 必要量見込みに関する国の基本指針

令和元年度末時点の施設入所者数を基礎として、施設入所者の地域生活への移行者数を控除した上で、グループホーム等での対応が困難な人の利用といった真に必要と判断される数を加えた数を勘案して、利用者数の見込みを設定する。

■ 第6期計画の見込量における推計方法

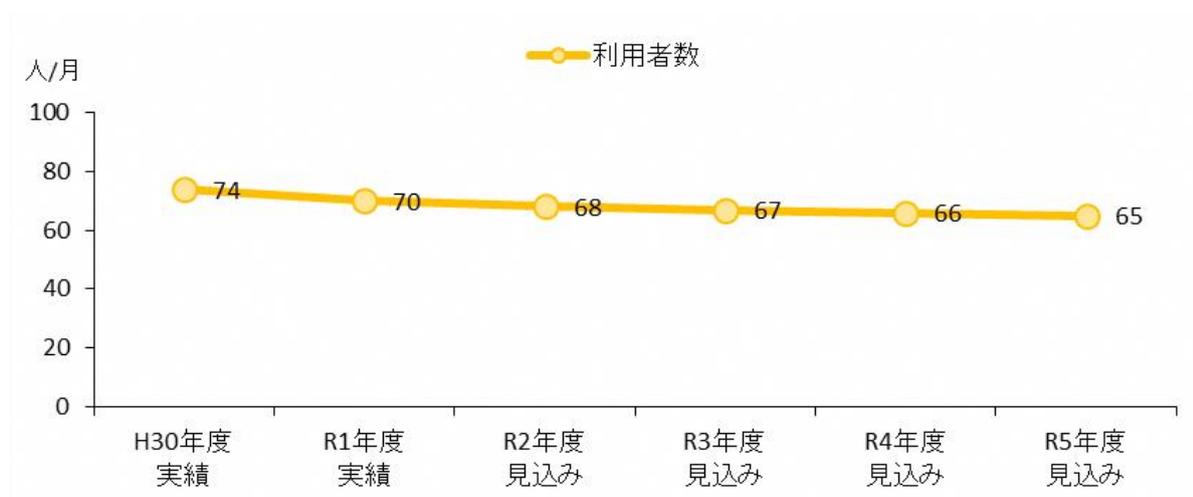
- ・ (人) 過去3ヶ年の実績の増減と、第6期数値目標を反映させ、毎年度1人ずつ減少と見込み設定します。

※第6期数値目標：令和元年度末の入所者数から1.6%以上削減

○施設入所支援の実績と見込み

	単位	第5期実績			第6期見込量		
		平成30年度	令和1年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	人/月	74	70	68	67	66	65

※令和2年度の実績は、令和2年4月～11月までの実績を踏まえた見込み



4. 相談支援の見込量

(1) 計画相談支援

サービスの概要	障害福祉サービス利用の調整を必要とする人に対し、サービス等利用計画の作成を行う。
---------	--

■ 必要量見込みに関する国の基本指針

現に利用している人の数、障がい者等のニーズ、入院中の精神障がい者のうち地域生活への移行後に計画相談支援の利用が見込まれる人の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定する。

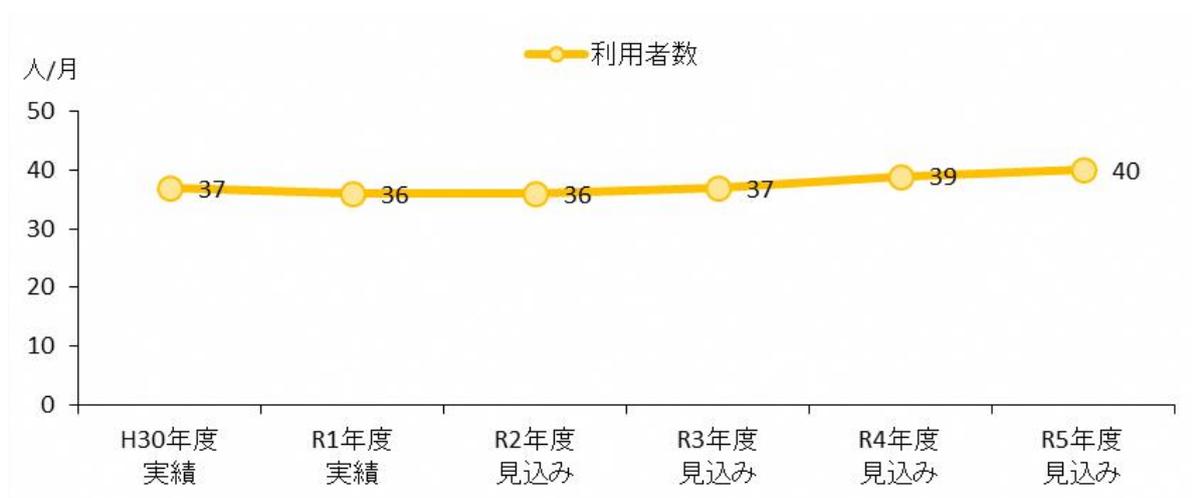
■ 第6期計画の見込量における推計方法

- ・ (人) 過去3ヶ年の実績の平均に新規利用者を年1~2人増加ペースとして見込み設定します。

○ 計画相談支援の実績と見込み

	単位	第5期実績			第6期見込量		
		平成30年度	令和1年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	人/月	37	36	36	37	39	40

※令和2年度の実績は、令和2年4月~11月までの実績を踏まえた見込み



(2) 地域移行支援

サービスの概要	施設や病院から退所・退院する障がい者に対して、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談等の支援を行う。
---------	--

■ 必要量見込みに関する国の基本指針

現に利用している人の数、障がい者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障がい者のうち地域生活への移行後に地域移行支援の利用が見込まれる人の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定する。設定に当たっては、入所又は入院前の居住地を有する市町村が対象者数の見込みを設定する。

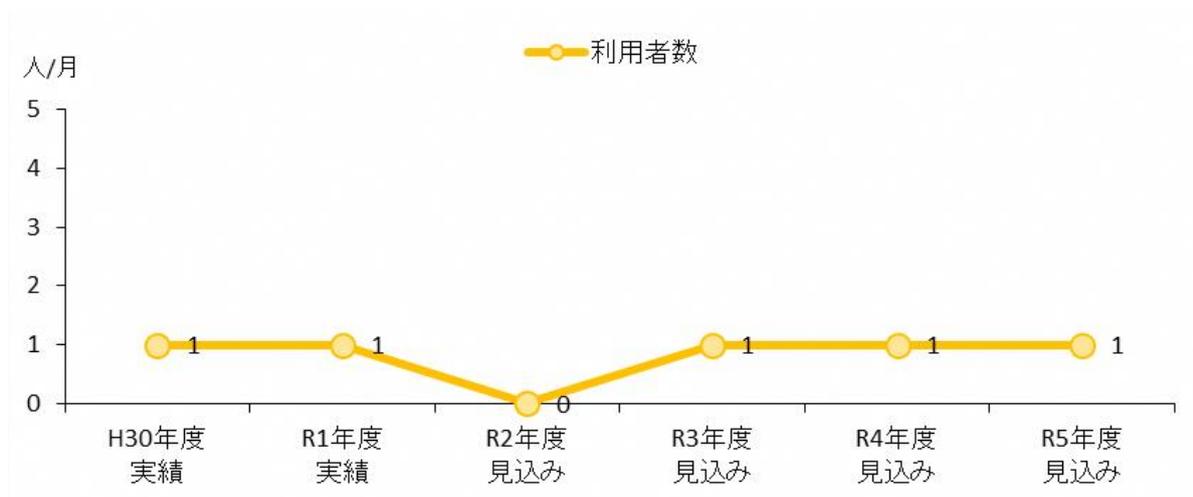
■ 第6期計画の見込量における推計方法

- 平成30年度、令和1年度に実績があり、今後、精神科病院等の長期入院患者等の地域移行を見据え、毎年1人の利用を見込み設定します。

○地域移行支援の実績と見込み

	単位	第5期実績			第6期見込量		
		平成30年度	令和1年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	人/月	1	1	0	1	1	1

※令和2年度の実績は、令和2年4月～11月までの実績を踏まえた見込み



(3) 地域定着支援

サービスの概要	施設・病院からの退所・退院や家族からの独立等により単身生活に移行した人等に対して、常時の連絡体制を確保し、障がい特性に起因して生じた緊急の事態等に相談等の支援を行う。
---------	---

■ 必要量見込みに関する国の基本指針

現に利用している人の数、単身世帯である障がい者の数、同居している家族による支援を受けられない障がい者の数、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障がい者のうち地域生活への移行後に地域定着支援の利用が見込まれる人の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定する。

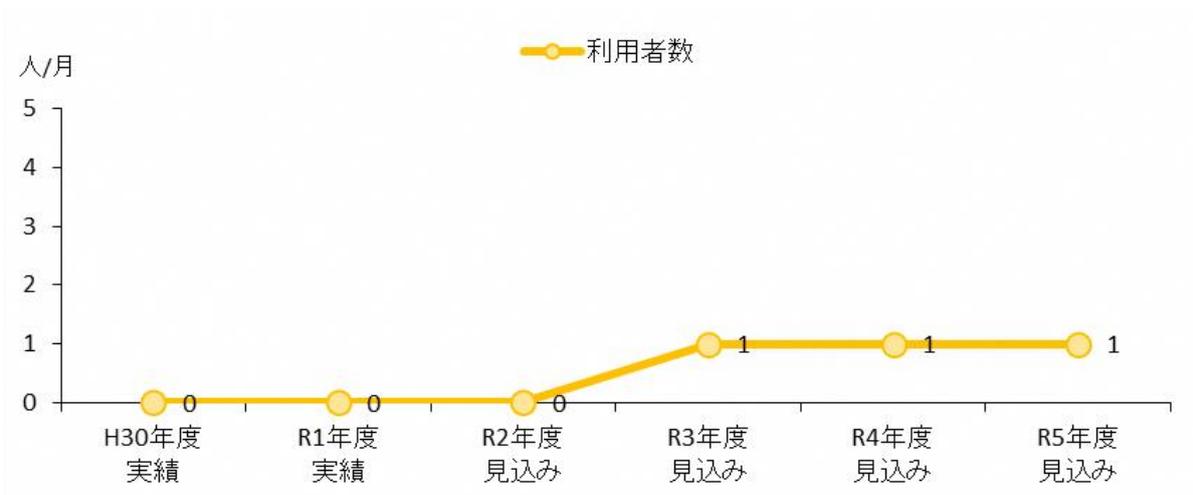
■ 第6期計画の見込量における推計方法

- これまで利用実績はありませんが、今後、長期入院患者等の地域移行から、定着支援利用を見据え、毎年1人の利用を見込み設定します。

○地域定着支援の実績と見込み

	単位	第5期実績			第6期見込量		
		平成30年度	令和1年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	人/月	0	0	0	1	1	1

※令和2年度の実績は、令和2年4月～11月までの実績を踏まえた見込み



5. 障害児通所支援の見込量

(1) 児童発達支援

サービスの概要	障がい児に対して施設に通っての日常生活における基本動作の指導や集団生活への適応訓練等を行う。
---------	--

■ 必要量見込みに関する国の基本指針

地域における児童の数の推移、現に利用している障がい児の数、障がい児等のニーズ、医療的ケア児のニーズ、保育所や認定こども園、幼稚園等での障がい児の受入状況、入所施設から退所した後に児童発達支援の利用が見込まれる障がい児の数、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用児童数及び量の見込みを設定する。

■ 第2期計画の見込量における推計方法

- 3ヶ年の実績の増減や平均から、年8人増加ペースとし、一人当たり5日で設定します。

○児童発達支援の実績と見込み

	単位	第1期実績			第2期見込量		
		平成30年度	令和1年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	人/月	89	91	99	107	115	123
サービス量	人日/月	312	364	495	535	575	615

※令和2年度の実績は、令和2年4月～11月までの実績を踏まえた見込み



(2) 医療型児童発達支援

サービスの概要	肢体不自由がある障がい児に対して、日常生活における基本動作の指導や集団生活への適応訓練及び治療を行う。
---------	---

■ 必要量見込みに関する国の基本指針

地域における児童の数の推移、現に利用している障がい児の数、障がい児等のニーズ、医療的ケア児のニーズ、保育所や認定こども園、幼稚園等での障がい児の受入状況、入所施設から退所した後に医療型児童発達支援の利用が見込まれる障がい児の数、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用児童数及び量の見込みを設定する。

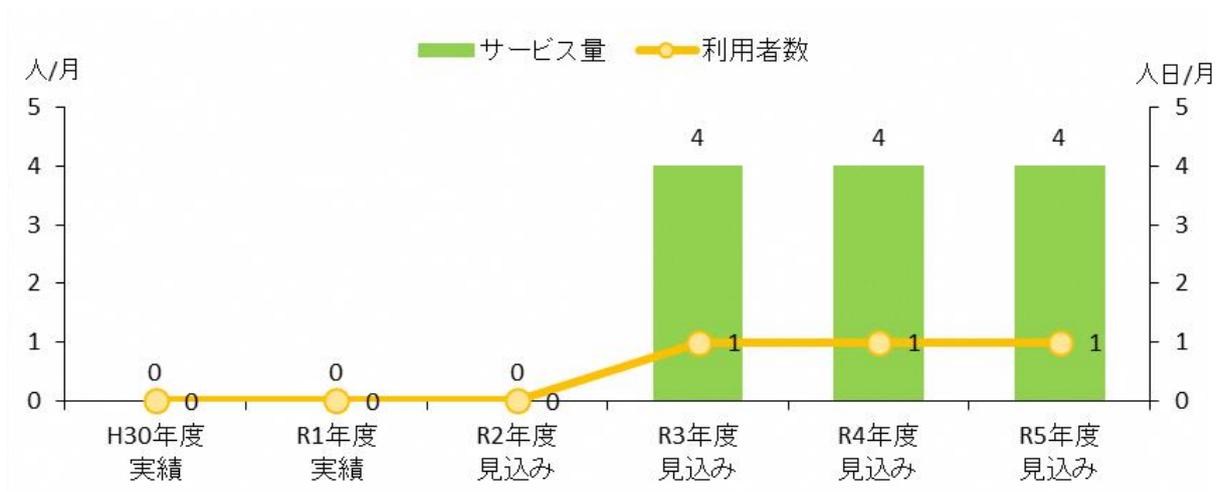
■ 第2期計画の見込量における推計方法

- 対象児童1名、週1回の利用を見込み設定します。

○医療型児童発達支援の実績と見込み

	単位	第1期実績			第2期見込量		
		平成30年度	令和1年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	人/月	0	0	0	1	1	1
サービス量	人日/月	0	0	0	4	4	4

※令和2年度の実績は、令和2年4月～11月までの実績を踏まえた見込み



(3) 放課後等デイサービス

サービスの概要	就学している障がい児に対して授業終了後又は休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練や社会との交流促進等を行う。
---------	--

■ 必要量見込みに関する国の基本指針

地域における児童の数の推移、現に利用している障がい児の数、障がい児等のニーズ、医療的ケア児のニーズ、放課後児童健全育成事業等での障がい児の受入状況、入所施設から退所した後に放課後等デイサービスの利用が見込まれる障がい児の数、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用児童数及び量の見込みを設定する。

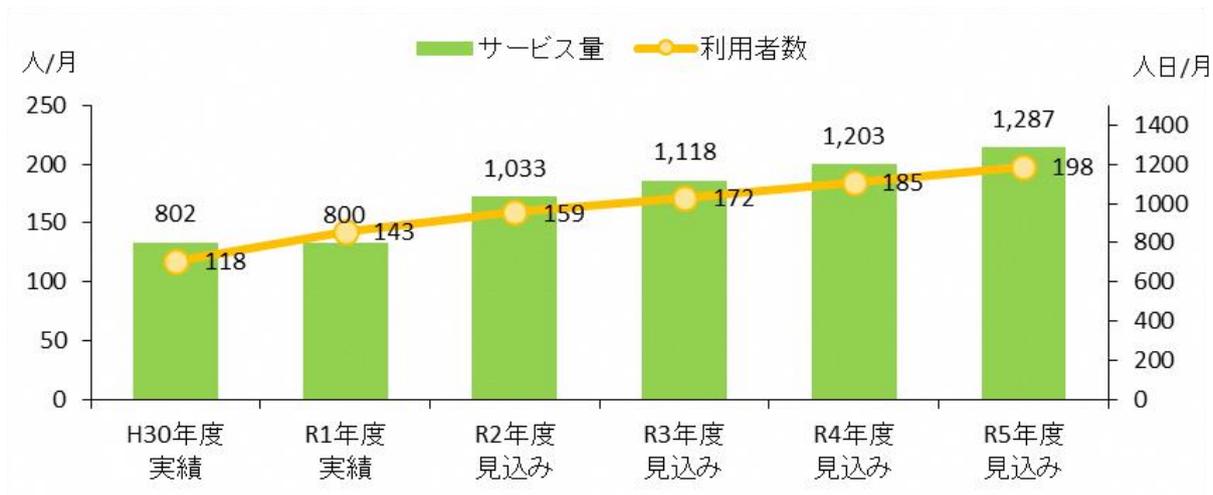
■ 第2期計画の見込量における推計方法

- 過去3ヶ年の実績の増減や平均から、年13人増加ペースとし、一人当たり6.5日で設定します。

○放課後等デイサービスの実績と見込み

	単位	第1期実績			第2期見込量		
		平成30年度	令和1年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	人/月	118	143	159	172	185	198
サービス量	人日/月	802	800	1,033	1,118	1,203	1,287

※令和2年度の実績は、令和2年4月～11月までの実績を踏まえた見込み



(4) 保育所等訪問支援

サービスの概要	障がい児が通う保育所等を訪問し、他の児童との集団生活への適応のための専門的な支援を行う。
---------	--

■ 必要量見込みに関する国の基本指針

地域における児童の数の推移、現に利用している障がい児の数、障がい児等のニーズ、医療的ケア児のニーズ、保育所、認定こども園、幼稚園、小学校、特別支援学校等での障がい児の受入又は利用状況、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用児童数及び量の見込みを設定する。

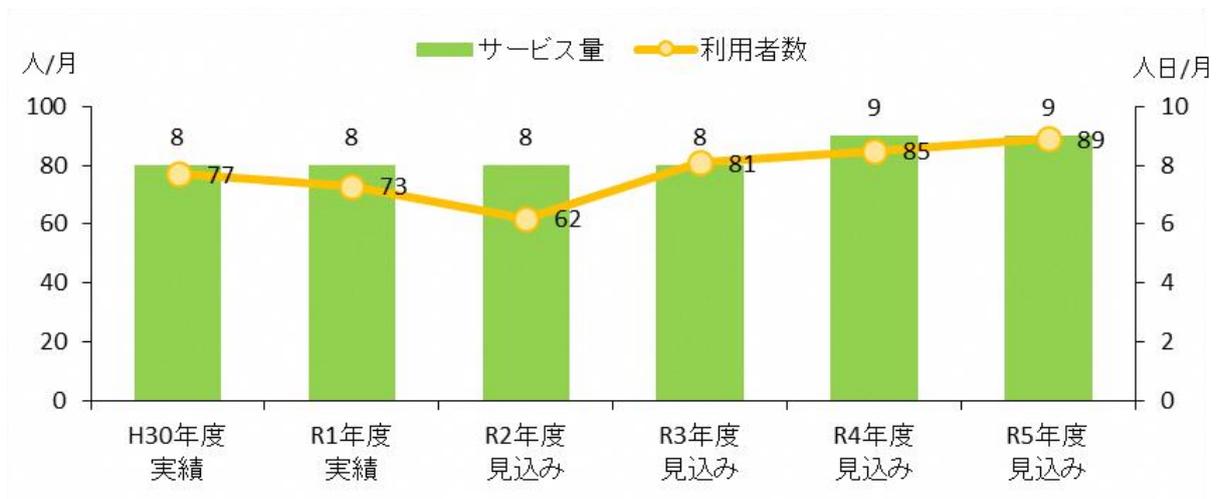
■ 第2期計画の見込量における推計方法

- 利用者数は減少傾向にあるが、障害児通所支援全体の利用者数は増加していることから、年4人増加ペースとし、一人当たり0.1日で設定します。

○保育所等訪問支援の実績と見込み

	単位	第1期実績			第2期見込量		
		平成30年度	令和1年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	人/月	77	73	62	81	85	89
サービス量	人日/月	8	8	8	8	9	9

※令和2年度の実績は、令和2年4月～11月までの実績を踏まえた見込み



(5) 居宅訪問型児童発達支援

サービスの概要	重度の障がい等の状態にある障がい児であって、障害児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な障がい児に発達支援が提供できるよう、障がい児の居宅を訪問して発達支援を行う。
---------	--

■ 必要量見込みに関する国の基本指針

地域における児童の数の推移、現に利用している障がい児の数、障がい児等のニーズ、医療的ケア児のニーズ、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用児童数及び量の見込みを設定する。

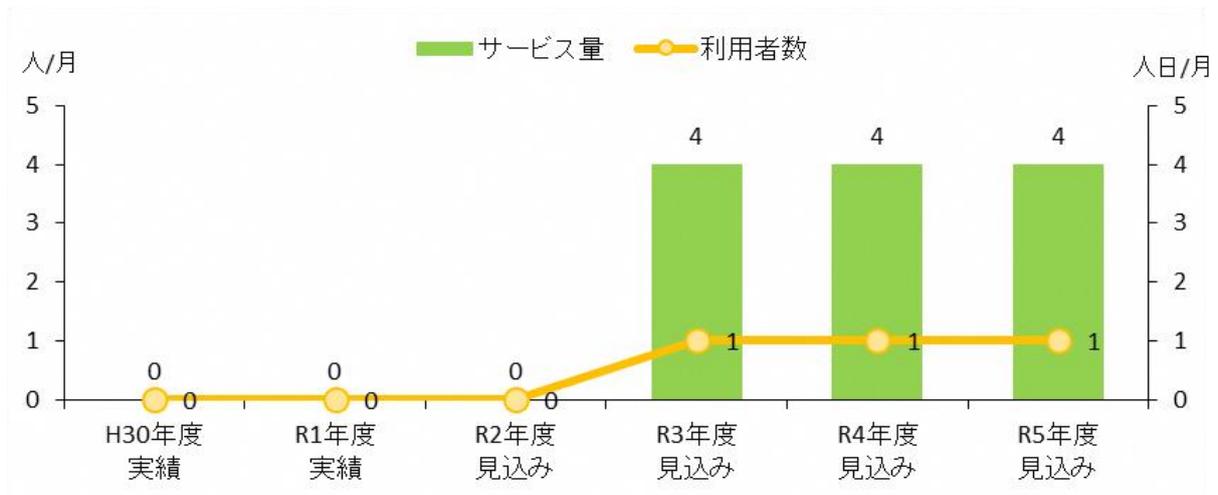
■ 第2期計画の見込量における推計方法

- 対象児童1名、週1回の利用を見込み設定します。

○居宅訪問型児童発達支援の実績と見込み

	単位	第1期実績			第2期見込量		
		平成30年度	令和1年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	人/月	0	0	0	1	1	1
サービス量	人日/月	0	0	0	4	4	4

※令和2年度の実績は、令和2年4月～11月までの実績を踏まえた見込み



6. 障害児相談支援の見込量

サービスの概要	障害児通所給付サービス利用の調整を必要とする人に対し、障害児支援利用計画を作成する。
---------	--

■ 必要量見込みに関する国の基本指針

地域における児童の数の推移、現に利用している障がい児の数、障がい児等のニーズ、医療的ケア児のニーズ等を勘案して、利用児童数の見込みを設定する。

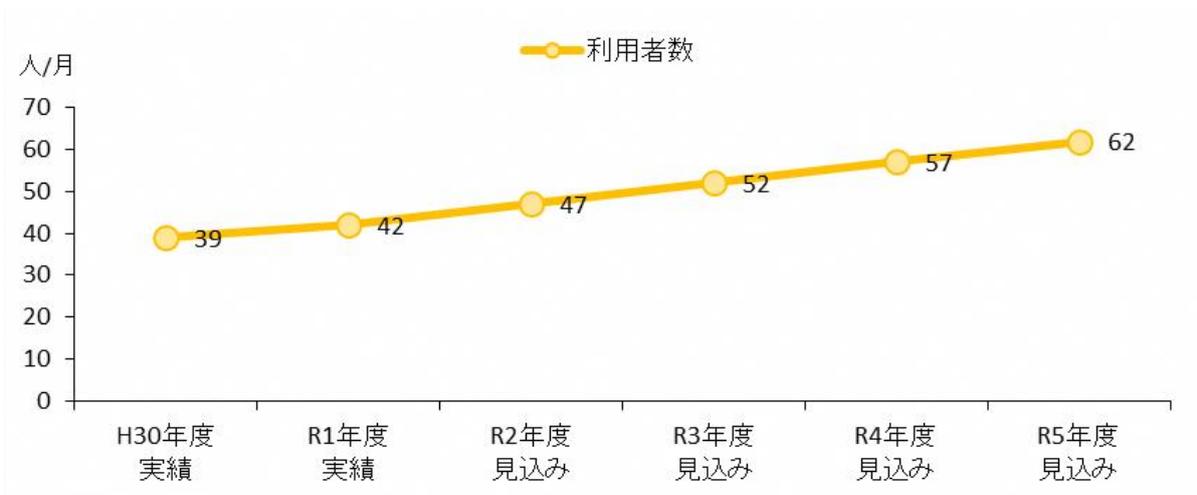
■ 第2期計画の見込量における推計方法

- 3ヶ年の実績の増減から、年5人増加ペースとして見込み設定します。

○障害児相談支援の実績と見込み

	単位	第1期実績			第2期見込量		
		平成30年度	令和1年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	人/月	39	42	47	52	57	62

※令和2年度の実績は、令和2年4月～11月までの実績を踏まえた見込み



7. 医療的ケア児等コーディネーターの配置人数

サービスの概要	医療的ケア児等に対する専門的な知識と経験に基づいて、支援に関わる関係機関との連携（多職種連携）を図り、とりわけ本人の健康を維持しつつ、生活の場に多職種が包括的に関わり続けることのできる生活支援システム構築のためのキーパーソンとなる医療的ケア児等コーディネーターを配置する。
---------	--

■ 必要量見込みに関する国の基本指針

地域における医療的ケア児のニーズ等を勘案して、必要となる配置人数の見込みを設定する。

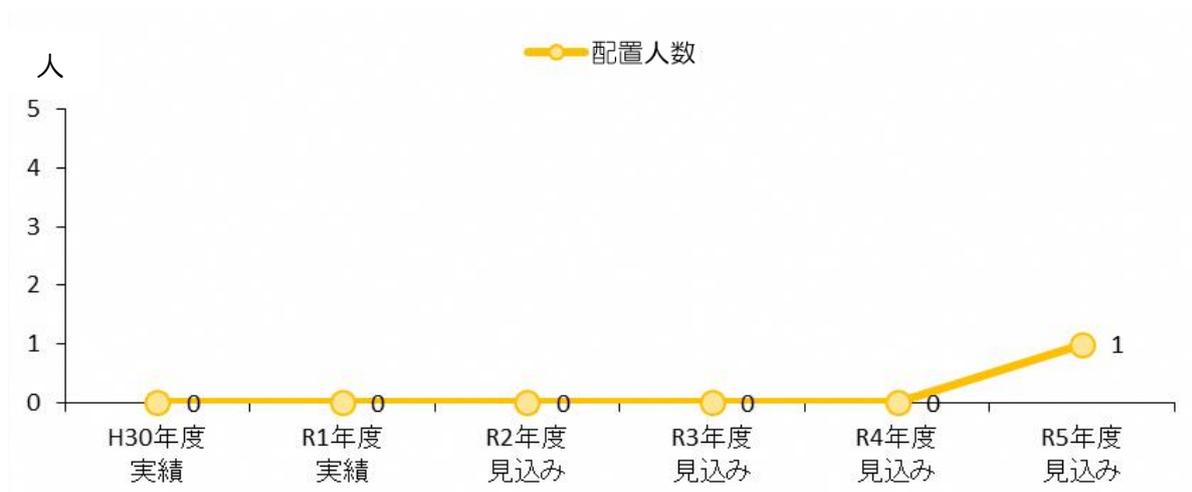
■ 第2期計画の見込量における推計方法

- 現時点では配置を見込めませんが、阿蘇圏域において令和5年度末までに1人配置を目指します。

○医療的ケア児等コーディネーター配置人数の実績と見込み

	単位	第1期実績			第2期見込量		
		平成30年度	令和1年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
配置人数	人	0	0	0	0	0	1

※令和2年度の実績は、令和2年4月～11月までの実績を踏まえた見込み



第5章 地域生活支援事業の必要量見込み

地域生活支援事業は、障がいのある人の地域における自立した日常生活又は社会生活を支援するため、地域の実情に応じた事業形態で市町村や都道府県が実施するものです。

1. 相談支援事業

障がいのある人等からの相談に応じて自立した地域生活を継続していくことができるよう、本市においては相談支援事業を2カ所に委託し、必要な情報の提供や助言、障害福祉サービスの利用に関する援助、調整等の支援を行っています。

○相談支援事業の実績と見込み

	単位	第5期実績			第6期見込量		
		平成30年度	令和1年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用件数	件/月	148	185	178	180	180	180

※令和2年度の実績は、令和2年4月～11月までの実績を踏まえた見込み

2. 成年後見制度利用支援事業

現在、本市の窓口において障がいのある人等に、成年後見制度利用相談を実施しています。第6期計画においても、成年後見制度のさらなる利用促進を図ります。

○成年後見制度利用支援事業の実績と見込み

	単位	第5期実績			第6期見込量		
		平成30年度	令和1年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	人/年	3	0	1	3	3	3

※令和2年度の実績は、令和2年4月～11月までの実績を踏まえた見込み

3. 意思・疎通支援事業

聴覚、言語・音声機能等の障がいのため、意思伝達に支援が必要な人に、手話通訳者等の派遣を行います。第5期計画中には一定のニーズがあり、第6期計画においても同程度の利用が見込まれます。

○意思疎通支援事業の実績と見込み

	単位	第5期実績			第6期見込量		
		平成30年度	令和1年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	人/年	4	6	7	7	7	7
利用件数	件/月	4	2	2	2	2	2

※令和2年度の実績は、令和2年4月～11月までの実績を踏まえた見込み

4. 日常生活用具給付事業

障がいのある人に、自立生活支援用具等の日常生活用具の給付等を行います。

○日常生活用具給付事業の実績と見込み

	単位	第5期実績			第6期見込量		
		平成30年度	令和1年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用件数	件/年	161	171	200	200	200	200

※令和2年度の実績は、令和2年4月～11月までの実績を踏まえた見込み

5. 移動支援事業

屋外での移動が困難な障がいのある人に、社会参加のための外出の支援を行います。毎年度一定のニーズがあり、第6期計画においても同程度の利用が見込まれます。

○移動支援事業の実績と見込み

	単位	第5期実績			第6期見込量		
		平成30年度	令和1年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用量	時間/月	52	52	40	52	52	52

※令和2年度の実績は、令和2年4月～11月までの実績を踏まえた見込み

6. 地域活動支援センター事業

日中の創作活動や、生産活動、社会との交流促進等、さまざまな活動や支援を行うものです。第5期計画期間内では利用量が増加傾向にあるため、第6期計画期間においても増加を見込んでいます。

○地域活動支援センター事業の実績と見込み

	単位	第5期実績			第6期見込量		
		平成30年度	令和1年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	人/年	70	82	84	90	94	98

※令和2年度の実績は、令和2年4月～11月までの実績を踏まえた見込み

7. 訪問入浴サービス事業

地域における身体に障がいのある人の生活を支援するため、訪問によって居宅で入浴サービスを提供します。第6期計画においても同程度の利用が見込まれます。

○訪問入浴サービス事業の実績と見込み

	単位	第5期実績			第6期見込量		
		平成30年度	令和1年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	人/月	3.3	4	4	5	5	5
利用量	人日/月	20	26	30	38	38	38

※令和2年度の実績は、令和2年4月～11月までの実績を踏まえた見込み

8. 日中一時支援事業

障がいのある人等の日中における活動の場の確保と、障がいのある人等を介護している家族の一時的な休息のため、日中の一時預かりを行います。近年のニーズは増加傾向にあり、第6期計画においても、利用者数、利用量ともに増加を見込んでいます。

○日中一時支援事業の実績と見込み

	単位	第5期実績			第6期見込量		
		平成30年度	令和1年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	人/月	14	20	22	23	24	25
利用量	人日/月	79	89	94	99	104	110

※令和2年度の実績は、令和2年4月～11月までの実績を踏まえた見込み

9. 自動車運転免許取得・自動車改造費助成事業

障がい者に対して、自動車運転免許の取得に要する費用の一部を助成します。第6期計画においても、第5期計画と同程度の利用を見込んでいます。

○自動車運転免許取得・自動車改造費助成事業の実績と見込み

	単位	第5期実績			第6期見込量		
		平成30年度	令和1年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用件数	件/年	4	1	0	1	1	1

※令和2年度の実績は、令和2年4月～11月までの実績を踏まえた見込み

第6期阿蘇市障がい福祉計画及び第2期阿蘇市障がい児福祉計画
令和3年3月

編集 阿蘇市 市民部 福祉課

〒869-2695 熊本県阿蘇市一の宮町宮地 504 番地 1

電話：0967-22-3167（直通） FAX：0967-35-4114